

平成 16 事業年度 事業報告書

独立行政法人通則法第 3 8 条第 2 項の規定により、平成 16 事業年度における独立行政法人福祉医療機構の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

(概況)

1 事業内容

- (1) 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業
- (2) 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業
- (3) 社会福祉振興事業者に対する助成事業
- (4) 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業
- (5) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業
- (6) 道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業
- (7) 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業
- (8) 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業
- (9) 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業
- (10) その他前記に附帯する事業

2 事務所の所在地

- (1) 主たる事務所（本部）
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（秀和神谷町ビル9階、10階）
- (2) 従たる事務所（大阪支店）
大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）

3 資本金の状況（平成 16 年度末）

290,076,065,212円（全額政府出資）
（内訳）

一般勘定	5,534,827,066円
長寿・子育て・障害者基金勘定	278,710,000,000円
労災年金担保貸付勘定	5,831,238,146円

4 沿革その他の概要

(1) 沿革

昭和 60 年 1 月	社会福祉・医療事業団発足 （社会福祉事業振興会（昭和 29 年発足）と医療金融公庫（昭和 35 年発足）を統合） 貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業開始
平成元年 3 月	長寿社会福祉基金（平成 10 年 6 月長寿・子育て・障害者基金となる。）による助成等事業開始
2 年 6 月	福祉・保健情報サービス事業開始
13 年 4 月	年金担保貸付事業開始
14 年 12 月	独立行政法人福祉医療機構法公布
15 年 10 月	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散）
16 年 4 月	労災年金担保貸付事業開始

(2) 設立根拠法

独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）

(3) 主管省庁

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
医政局総務課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局資金管理課
労働基準局労災補償部労災保険業務室

5 役員の状況

(1) 定数（平成 17 年 3 月 31 日現在）

役員	7 名以内
理事長	1 名
理事	4 名以内
監事	2 名

(2) 役員の氏名、役職、任期及び経歴

氏名	役職	任期	経歴
山口 剛彦	理事長	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 19 年 9 月 30 日	社会福祉・医療事業団理事長 厚生事務次官
荒賀 泰太	理事	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	社会福祉・医療事業団副理事長 厚生省薬務局長
植田 光憲	理事	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	社会福祉・医療事業団理事 国民生活金融公庫理事
下田 智久	理事	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	社会福祉・医療事業団理事 厚生労働省健康局長
田中 敏雄	理事	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	社会福祉・医療事業団理事 厚生省社会・援護局保護課長
並河 健三	監事	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	UFJ 代行ビジネス（株）特別参与
加々見 隆	監事 （非常勤）	平成 15 年 10 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	農業者年金基金理事 社会保険大学校長

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項</p> <p>独立行政法人化する趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の抜本的な改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、独立行政法人化を経営改革の好機ととらえ、第一期中期目標期間を独立行政法人にふさわしい経営基盤の確立期と位置づけ、可能な限り民間の経営手法を取り入れることを目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組みを実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置</p> <p>法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。</p>
<p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>		<p>(1) より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。</p>	<p>【組織のスリム化等】</p> <p>平成16年4月に組織のスリム化を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 監査部の廃止 (監査業務の総務部への移管) b 基金事業部次長の廃止 c 基金事業部事業課の廃止 (調査広報業務を同部管理課へ、同部管理課で行っていた資金運用業務を経理部資金課へ移管) d 共済部契約課の廃止 (契約業務を同部計画課へ移管) <p>顧客サービスの向上を図るため、福祉貸付の融資相談体制を整備するとともに、IT化を推進するため、機構全体の電算システムを統括管理する体制強化のための組織改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 福祉業務課の創設 b 情報普及課及び情報整備課の再編 (情報事業の企画調整とWAMNET事業の充実) <p>アウトソーシングの活用</p> <p>人材派遣等の活用により、正規職員数の抑制に努めた。</p> <p>業務管理体制の強化</p> <p>業務の効率化を図るとともに、業務管理体制を強化し、時間外勤務時間の大幅な縮減に努めた。</p> <p>平成17年4月に向けた組織の見直しを検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保険部の廃止 (保険部で行っていた扶養保険業務を共済部へ、年金担保貸付業務を総務部へ移管) b リスク債権対策を充実するため、管理部債権課の体制を強化 c 経営指導事業を充実するため、経営指導課の体制を強化 d 年金住宅等債権管理回収業務等移行のため、「業務移行準備室」を設置

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>(1) 継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みである ISO9001 を中期目標期間中に認証取得する。</p> <p>(2) 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成する手段として人事評価制度を導入する。</p>	<p>(2) ISO9001 の中期目標期間中の認証取得を目指し、平成 15 年度に実施した業務処理方法の抜本的な見直しの結果を踏まえ、品質文書化計画、品質マネジメントシステムの運用に着手する。</p> <p>(3) 人事評価制度の運用を平成 16 年 4 月から本格実施し、制度の定着化を進めるとともに、引き続き人事管理に関する課題の把握に努める。</p>	<p>【品質マネジメントシステムの運用着手】 平成 16 年 4 月に ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）構築のための実施計画をスタートし、業務の見直しを進めつつ、業務プロセスの文書化を行い、11 月に QMS の本格運用を開始した。 QMS の構築により、マネジメントレビューを核とした PDCA サイクルが確立し、QMS に基づく内部監査、マネジメントレビュー等を通じて業務の継続的な改善に取り組み、新たに顧客からの苦情処理の手順化を行うなど具体的な成果が生まれてきている。 また、ISO9001 の認証を取得するため、審査登録機関の審査を平成 17 年 3 月に受け、平成 17 年 4 月に認証を取得できる目処が立った。</p> <p>【業務プロセスの改善】 平成 15 年度から「ムリ・ムラ・ムダ」の発見とその改善を目標に進めている業務革新プロジェクトにおいて、QMS の構築に合わせて業務プロセス等の見直しを行い、平成 16 年度において 71 項目に及ぶ業務改善措置を講じた。 なお、主な改善項目は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 業務手順・方法の簡素化、効率化 15 項目 b 決裁の廃止、簡素化、権限委譲 13 項目 c 業務文書・様式等の廃止、簡素化、見直し 12 項目 d 業務処理基準の策定、明確化 9 項目 <p>【人事評価制度の運用の開始】 組織目標の達成を図っていく一方で、職員が長期的視点で養成され、業務において動機付けられることを通じて雇用者満足度を高め、組織・職員双方にメリットを求める戦略として、人事評価制度の準備を進めてきたところであるが、平成 16 年度から本格運用を開始した。</p> <p>【制度の定着化の推進】 人事評価制度に対する理解の増進、評価者の評価能力の向上等を図り制度の定着化を進めるため、平成 16 年度において、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平成 16 年 9 月に、評価者を対象として、目標管理制度に関するケーススタディを中心とした実践的な研修を行った。 b 評価者の疑問等を取りまとめて質疑応答集を作成し、平成 16 年 9 月に、全評価者を対象とした説明会を開催した。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>(3) 経営管理を担う経営企画会議(仮称)を設置するなどトップマネジメントを強力に補佐する体制を確立するとともに、事業運営の効果を高めるための企画調査部門を強化する。</p>	<p>(4) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議及びその下部組織である企画委員会、業務管理委員会及び情報システム委員会の適切かつ効率的な運営に努める。</p>	<p>c 平成16年度上期の人事評価結果を踏まえ、平成17年1月及び2月に、評価者を対象として、発揮能力(コンピテンシー)評価のための評価技法に関する実践的な研修を実施した。</p> <p>d 平成16年度上期の人事評価結果を踏まえ、平成17年1月及び2月に、被評価者を対象として、目標管理評価シートの書き方及び発揮能力評価の対象となる行動項目の判断の演習等実践的研修を実施した。</p> <p>【経営企画会議等の運営】 国の政策と一体となって福祉医療分野の業務を多岐にわたって迅速的確に実施していくため、トップマネジメントの要として設置した経営企画会議を通じて、適時適切に提供される情報に基づき、経営判断及び各事業部門への迅速な対応の指示を実施した。 平成16年度においては、経営企画会議を18回開催し、事業計画等の基本方針の決定を行うとともに、社会福祉施設整備費補助金の交付金化、年金住宅等債権管理回収業務等の承継、退職手当共済事業の見直し等の制度改正への対応、自治体における老人福祉関係施設への補助金減額措置に対する特別貸付への対応、金利体系の見直し、スペシャルオリンピックスへの対応等について迅速的確に経営判断することにより、国の政策要請に応えることができた。 また、経営企画会議をQMSのマネジメントレビューの場として位置づけ、QMSに基づく具体的な業務プロセス監視を経営企画会議で行うことにより、トップマネジメント機能の充実強化を図ることができた。 なお、経営企画会議を支える下部委員会においては、各部横断的に業務課題の分析検討、意見の集約調整を行い、その成果を経営企画会議に提供した。</p> <p>【重要課題への取組み】 独立行政法人化に伴い理事長のリーダーシップの重要性が増大したが、平成16年度においては、特に、平成17年1月から実施した職員の給与体系の見直しについては、理事長自ら職員に対し説明し、理解を求めるなど、理事長の強いリーダーシップの下で、実現にこぎつけることができた。 また、QMSの構築と運用によるISO9001の早期の認証取得への取組みは、独立行政法人にふさわしい職員意識の醸成と業務改革・効率化を早急に実現する必要があるとの理事長の強い決意とリーダーシップにより推進されたものである。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>(2) 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底のための仕組みを導入することにより、業務管理を充実させること。</p>	<p>(4) 事業部門ごとに業務目標を設定し、業務処理の進行管理を行うことにより、計画的な業務管理を実施する。また、業務管理手法の高度化を図るため、中期目標期間中に、業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す。</p>	<p>(5) 管理会計の仕組みの導入計画を策定するため、機構における管理会計の活用方策に関する基礎的な調査・研究に着手する。</p>	<p>【業務目標の適切な管理】 中期計画・年度計画に基づき事業部門ごとに業務目標を設定し、業務管理責任者である各事業部長が進行管理を行うとともに、業務執行に当たり横断的調整が必要なものについては業務管理委員会等で検討し、調整を行った。また、業務の進捗状況については平成15年10月に新設した業務管理課において取りまとめを行い、経営企画会議に毎月報告することにより、トップマネジメントは常に業務の進捗状況を把握し、適切な経営判断を行うことができた。 また、各事業部門の業務目標は、人事評価制度における目標管理の仕組みにより個々の職員の業務目標に落とし込みがなされ、個々の職員の業務目標の管理を通じて、効果的な業務の進捗管理を行うことができた。 さらに、平成16年11月に発効したQMSにおいて、中期計画・年度計画の達成目標とQMSの品質目標の連動を図ったことにより、QMSの運用を通じて業務の進行管理を行うことができるようになった。</p> <p>【管理会計制度の検討】 管理会計の仕組みの導入計画の策定に向けて、平成16年度においては、文献情報の収集、監査法人からのヒアリング等により基礎的調査を行った。当調査の結果、管理会計には管理目的に対応して極めて多様な分析・管理手法が存在するが、独立行政法人となった機構における管理会計においては、 業務運営の効率化を推進していく上でコストの発生メカニズムを解明し、コントロールを進めていくことが必要であること 運営費交付金の適切な執行及び経営努力を明確にする等の説明責任を果たすため、単なる財務データのみならず、各種の事業活動データと組み合わせた管理会計の仕組みの導入が有効であること 等が明らかになり、これを踏まえて、今後、機構における管理会計の段階的導入に向けた検討を更に進めていくこととした。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>(5) 業務運営におけるリスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会(仮称)を設置するなど機構業務全般にわたる仕組みを段階的に導入する。その際、業務委託先や助成先に対する監査業務の成果を業務上の問題点把握に役立て機構業務全般にわたる恒常的なリスク管理に活用する。</p> <p>さらに、福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を図ることにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努める。</p>	<p>(6) 事務処理上の事故発生及び対応の状況把握の仕組み並びに事故の予防措置及び事務処理方法の是正措置の検討を行うため、業務管理委員会の下に設置された事務リスク管理部会において、機構業務全般の事務リスク等の個別把握に着手するとともに、福祉医療貸付事業については、リスク管理債権を債権区分別に適切に管理する。</p> <p>また、審査業務に資するためリスク管理債権の発生要因別の分析や診療報酬等債権担保制度にかかる債権管理・回収を適切に行う。</p>	<p>リスク管理体制の強化</p> <p>【事務リスクの個別把握】 業務革新プロジェクトによる業務処理プロセスの分析、平成16年11月に構築したQMSに基づく内部監査及びISO9001の審査登録機関の審査を通して発見された改善事項等について、事務リスク管理部会においてその内容を整理した。</p> <p>また、苦情処理に関して、平成17年3月にQMSに基づく手順化が行われたことから、今後、QMSに基づき苦情情報等を活用して、事務リスクの解消等の方策を検討することとする。</p> <p>【情報セキュリティ対策】 「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成12年7月情報セキュリティ対策推進会議決定)に基づき、機構が保有する情報資産の安全を確保することを目的とした「情報セキュリティポリシー」を策定し、平成17年1月から施行した。</p> <p>機構においては、当情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の管理体制を明確に定め、最高情報セキュリティ責任者の指揮の下、人的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策等を講じ、セキュリティ対策を進めている。</p> <p>また、情報セキュリティポリシーに基づく役職員の遵守事項については機構のイントラネットに掲載し周知を図るとともに、情報セキュリティに対する理解を深めるため、役職員に対する説明会及び研修会を開催した。</p> <p>【個人情報保護対策】 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月から施行されることから、国のガイドラインに基づき、機構が保有する個人情報を適切に管理するための規程整備等必要な準備を行った。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			<p>適切な債権管理</p> <p>【リスク管理債権の債権区分別管理】 リスク管理債権の債権区分別の管理・処理状況、発生要因、個別債権の状況等について、四半期ごとに分析結果を取りまとめ、債権管理業務遂行の基本資料とするとともに、役員等幹部に報告し、関係者の認識の統一を図った。 条件緩和債権については、担当部内に設置した審査会において、案件の実態を十分に把握し、返済能力を厳格に審査することにより、適切な管理に努めた。 破綻先債権については、連帯保証人への訪問等による督促を実施するとともに、平成16年度においては5事案において法的措置を講じるなど、リスク管理債権の解消に努めた。</p> <p>【リスク管理債権発生要因分析及び職員の資質の向上】 リスク管理債権の発生要因を詳細に分析し、その分析結果を貸付審査担当部署にフィードバックするための会議を開催（本部2回、大阪支店1回）し、審査実務のレベルアップに努めた。 債権管理業務及び貸付業務担当職員を対象に、顧問弁護士による勉強会を開催（本部2回）し、債権管理等のレベルアップに努めた。</p> <p>【診療報酬債権等担保融資制度に係る債権管理・回収】 診療報酬債権等担保融資制度に係る債権の保全の適正化を図るためのマニュアルを整備し、適正な債権管理・回収業務の実施を徹底した。 診療報酬債権等担保融資制度に係る案件において、約定期日に入金のない遅延案件について電話による照会・督促を実施し、必要に応じて債務者の実情に即したきめの細かい対応を行うことにより、リスク管理債権の解消を図った。 平成15年4月から実施した「金融環境変化に伴う運転資金に対する緊急融資」において、診療報酬等債権担保制度を導入したところであるが、平成16年度における本融資制度でのリスク管理債権の発生は4貸付18,370千円に留まった。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																							
	<p>(6) 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用する。そのうえで、市場動向を見極めながら、次のような方策を選択し、適用する。</p> <p>調達市場の金利動向を見極めながら、金利リスクを最小化するための財投機関債の発行期間を検討する。</p> <p>調達の状況を反映した貸付条件の改定等を行う。</p> <p>貸付の動向を踏まえた長期借入金と自己資金調達の割合をコントロールする。</p>	<p>(7) ALM(資産負債管理)システムを用いて、機構の貸付事業に係る財務構造の状況を定期的に把握し、経営企画会議に報告するとともに、月次管理モデルや信用リスクモデルの試行的運用に着手する。</p>	<p>【リスク管理債権比率】 リスク管理債権の債権区分別の適切な管理回収の実施により、以下のとおり、平成16年度において4,623百万円の解消を図った。</p> <table border="1" data-bbox="2157 363 2781 615"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件数</th> <th>回収額又は債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収努力により完済したもの</td> <td>17件</td> <td>1,207百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞又は条件緩和の解消により正常化したもの</td> <td>13件</td> <td>3,307百万円</td> </tr> <tr> <td>債権償却したもの</td> <td>8件</td> <td>109百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38件</td> <td>4,623百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記のとおり積極的な債権回収を図ったことにより、福祉医療貸付におけるリスク管理債権の状況は、以下のとおりとなった。</p> <table border="1" data-bbox="2157 789 2751 1367"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年 3月末日</th> <th>平成17年 3月末日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>1.50%</td> <td>1.53%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.21%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上延滞債権</td> <td>0.49%</td> <td>0.49%</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月以上延滞債権</td> <td>0.09%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>0.70%</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債 権</td> <td>47,537 百万円</td> <td>51,109 百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>3,176,431 百万円</td> <td>3,341,797 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総貸付残高には、貸付受入金を含む。</p> <p>【ALMシステムの活用】 ALMシステムについては、平成15年度に開発した月次管理モデルを用いて以下の貸付業務に係る財務構造分析を行い、経営企画会議等において平成17年度の貸付事業の基本方針を決定するための基礎資料として活用した。</p> <p>a 平成17年度に福祉貸付に2年間の据置期間を導入した場合の財務への影響</p> <p>b 平成17年度に発行する財投機関債の発行期間がデューレーション等へ及ぼす影響</p> <p>c 平成17年度の貸付金利の変更が利子補給金へ及ぼす影響</p> <p>信用リスクモデルについては、信用リスク債権データの蓄積を進め、モデル構築の基盤整備に努めた。</p>	区 分	件数	回収額又は債権額	回収努力により完済したもの	17件	1,207百万円	延滞又は条件緩和の解消により正常化したもの	13件	3,307百万円	債権償却したもの	8件	109百万円	計	38件	4,623百万円		平成16年 3月末日	平成17年 3月末日	リスク管理債権比率	1.50%	1.53%	破綻先債権	0.21%	0.14%	6ヶ月以上延滞債権	0.49%	0.49%	3ヶ月以上延滞債権	0.09%	0.03%	貸出条件緩和債権	0.70%	0.87%	リスク管理債 権	47,537 百万円	51,109 百万円	総貸付残高	3,176,431 百万円	3,341,797 百万円
区 分	件数	回収額又は債権額																																								
回収努力により完済したもの	17件	1,207百万円																																								
延滞又は条件緩和の解消により正常化したもの	13件	3,307百万円																																								
債権償却したもの	8件	109百万円																																								
計	38件	4,623百万円																																								
	平成16年 3月末日	平成17年 3月末日																																								
リスク管理債権比率	1.50%	1.53%																																								
破綻先債権	0.21%	0.14%																																								
6ヶ月以上延滞債権	0.49%	0.49%																																								
3ヶ月以上延滞債権	0.09%	0.03%																																								
貸出条件緩和債権	0.70%	0.87%																																								
リスク管理債 権	47,537 百万円	51,109 百万円																																								
総貸付残高	3,176,431 百万円	3,341,797 百万円																																								

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券（ABS）の活用可能性を調査・研究する。</p> <p>（7）電子政府化については、政府及び厚生労働省の電子政府構築計画における独立行政法人の在り方に即し、各事業の業務の整理・合理化を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、調達に関しリスクヘッジを行う金融商品や資産担保証券（ABS）の活用可能性についての調査・研究に着手する。</p> <p>（8）平成15年度に構築したりん議・決裁システムを運用し、文書管理業務の効率化を推進する。</p>	<p>【資産担保証券（ABS）の活用可能性の調査・研究】 貸付資金を利用した資金調達手法である資産担保証券（ABS）の活用可能性について、銀行及び証券会社からの最新情報のヒアリングを通じて、以下の具体的スキームについて、その特性、実施に伴う費用等について基礎的調査を行い、経営企画会議に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ABS（資産担保証券：機構法第20条第1号に該当するもの） b ABL（資産担保ローン：機構法第20条第1号に該当するもの） c ABS（資産担保証券：機構法第20条第2号に該当するもの） d 住宅金融公庫型（機構法第19条に該当するもの）等 <p>なお、現在の環境下ではABS等の発行は財投機関債の発行よりコスト増になることが見込まれることを踏まえ、平成17年度にはABS等の発行にメリットが生じ得る資金調達局面の分析、実施に当たってのコスト削減方策等諸課題の整理などを更に進めることとした。</p> <p>【電子政府化への対応】 平成16年4月からりん議・決裁システムの運用を開始し、文書管理の効率化を推進した。なお、文書内容の特性から現行システムに馴染まない決裁については、事務負担の特性を勘案しつつ、漸次システムの拡張を図ることにより、電子化を推進することとしている。</p> <p>平成16年4月から旅費の請求及び執行管理に係る業務の電子化を行うための出張旅費システムの運用を開始した。当システムの導入により、以下のとおり事務の効率化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> a データの共有化により、旅行命令簿、旅費概算請求書等の必要書類を一体的に作成できるようになるなど、事務が省力化された。 b 業務部門と会計部門との間でデータ授受が可能となったことにより、執行状況の把握等が容易になった。 <p>平成16年10月からWeb版例規検索システムの運用を開始し、これまでの加除式の機構例規集をデータベース化することにより、規程等の検索及び改正作業が容易になるなど、事務の効率化が図られた。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																				
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の額を節減すること。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の額を節減すること。</p> <p>また、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減を目指すこと。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた政策的要請や金融情勢の変化により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>(8) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、効率的な利用に努め、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて13%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、事業開始年度である平成16年度と比べて9%程度の節減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。</p> <p>また、福祉医療貸付事業費については、中期目標の期間の最終の事業年度において、平成14年度と比べて5%程度の削減額を見込んだ中期計画の予算を作成する。この場合、社会経済情勢の変化等を踏まえた、政策的要請や金融情勢の変化による影響を考慮する。</p>	<p>(9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率的な利用に努める。</p> <p>なお、労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付業務経費等の経費については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努める。</p> <p>また、福祉医療貸付事業については、事業費削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に取り組みを行う。</p>	<p>【一般管理費等の削減】</p> <p>機構においては、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。</p> <p>平成16年度においては、平成14年度と比較して、経費を4.8%削減した予算を作成し、その執行に当たり、役員給与及び事務所借上料の削減、電子化の推進、業務計画の見直し等による節約等を行った結果、一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費を、予算に対して96.1%の執行に抑えることができた。</p> <p>一般管理費（労災年金担保貸付事業に係るものを除く）、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費 （単位：百万円、%）</p> <table border="1" data-bbox="2249 808 2775 919"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>14年度 基準年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td> <td>5,901</td> <td>2,889</td> <td>5,618</td> <td>5,456</td> <td>5,295</td> <td>5,133</td> </tr> <tr> <td>対14年度比</td> <td>100.0</td> <td>49.0</td> <td>95.2</td> <td>92.5</td> <td>89.7</td> <td>87.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>17年度には、特殊要因分である社会福祉施設職員等退職手当共済法改正に伴うシステム開発等経費（80百万円）は含まない。 15年度は、独立行政法人設立後の6ヶ月分を計上している。</p> <p>【労災年金担保貸付事業に係る経費の削減】</p> <p>機構においては、労災年金担保貸付業務経費等の経費について、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、以下のとおり各年度別の削減対象経費額の目標値を定め、各年度の予算を作成することとしている。</p> <p>平成16年度は、経費削減を今後図っていく上での基準年度に当たり、必要経費として36百万円を計上した予算を作成した。</p> <p>労災年金担保貸付事業に係る一般管理費、労災年金担保貸付事業に係る業務経費等の経費 （単位：百万円、%）</p> <table border="1" data-bbox="2249 1491 2775 1602"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>16年度 基準年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減対象経費</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>対16年度比</td> <td>100.0</td> <td>97.0</td> <td>94.0</td> <td>91.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉医療貸付事業費の削減】</p> <p>福祉医療貸付事業費については、平成16年度において平成14年度と比較して8.8%削減した予算を設定し、その範囲内での執行となった。</p>	項目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	削減対象経費	5,901	2,889	5,618	5,456	5,295	5,133	対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0	項目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度	削減対象経費	36	35	34	33	対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0
項目	14年度 基準年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																	
削減対象経費	5,901	2,889	5,618	5,456	5,295	5,133																																	
対14年度比	100.0	49.0	95.2	92.5	89.7	87.0																																	
項目	16年度 基準年度	17年度	18年度	19年度																																			
削減対象経費	36	35	34	33																																			
対16年度比	100.0	97.0	94.0	91.0																																			

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			<p>【給与体系等の見直し】</p> <p>役員報酬の引下げ 職員給与の見直しに先行して、平成16年4月1日から役員報酬を引き下げた。 具体的には、理事長職の俸給月額について10%、その他の役員についてはその職責に応じて引き下げた。</p> <p>職員給与の見直し 職員の給与体系の改正を平成17年1月1日から実施した。 なお、実施に当たっては、平成18年度までの間、必要な経過措置を講じている。</p> <p>a 給与水準については、国家公務員の年代毎の給与水準を参考に、これとのバランスを図る観点から必要な是正（引き下げ）を行った。</p> <p>b 俸給表については、職責と給与の均衡を図るため、一職階一等級の給与体系へ転換するとともに、同一職階における昇給格差の右肩上がりのカーブを抑制した。</p> <p>c 管理職手当については、職階ごとに差を設けるとともに、部次長については定額とし、課長については率の引下げを行った。 なお、課長代理手当の改正については、労働組合と交渉中である。</p> <p>d 昇格については、その要件となる現行の在職年数等を見直すとともに人事評価制度等を活用して、業務実績に基づくこととした。</p> <p>退職手当の引下げ 退職手当については、改正後の本俸月額を算定基礎額とし、併せて、退職時の特別昇給を廃止した。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																
<p>(4) 利用者に対するサービスの向上 個人情報保護に配慮しつつ、利用者情報の総合化や利用者に対する調査の実施により、業務運営における利用者対応の充実を図ること。</p>	<p>(9) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、ホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。また、利用者対応の迅速化、利用者の利便性の向上に資するため、顧客情報の総合化を、各事業の横断的な連携を踏まえ、段階的に推進する。</p>	<p>(10) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。</p>	<p>【ホームページを活用した迅速かつ正確な情報提供】</p> <p>機構のサービスの利用者等の利便性の向上を図るため、ホームページに、全ての事業についての事業概要、制度案内、利用手続き等を掲載し、迅速かつ正確な情報提供に努めた。</p> <p>また、機構のホームページは利用者等への情報発信源であり、利用者等の関心が高い情報については、速やかに最新の情報を「新着情報」として掲載し、その周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成16年度に新設又は更新した主な重要情報は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="2151 640 2760 1228"> <thead> <tr> <th data-bbox="2151 640 2380 676">事業</th> <th data-bbox="2380 640 2760 676">平成16年度実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2151 676 2380 772">福祉医療貸付事業</td> <td data-bbox="2380 676 2760 772">・貸付金利の改定情報(8回更新) ・福祉貸付における協賛融資制度の概要と契約締結金融機関(新設:8回更新)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 772 2380 831">福祉医療経営指導事業</td> <td data-bbox="2380 772 2760 831">・平成16年度セミナーの開催案内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 831 2380 928">長寿・子育て・障害者基金事業</td> <td data-bbox="2380 831 2760 928">・平成17年度募集要領 ・平成15事業年度分事後評価結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 928 2380 987">退職手当共済事業</td> <td data-bbox="2380 928 2760 987">・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正案に関する資料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 987 2380 1066">心身障害者扶養保険事業</td> <td data-bbox="2380 987 2760 1066">・平成15年度決算に基づく心身障害者扶養保険料率状況将来予測</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 1066 2380 1163">年金担保貸付事業</td> <td data-bbox="2380 1066 2760 1163">・貸付金利の改定情報(6回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 1163 2380 1222">労災年金担保貸付事業</td> <td data-bbox="2380 1163 2760 1222">・貸付金利の改定情報</td> </tr> </tbody> </table>	事業	平成16年度実施状況	福祉医療貸付事業	・貸付金利の改定情報(8回更新) ・福祉貸付における協賛融資制度の概要と契約締結金融機関(新設:8回更新)	福祉医療経営指導事業	・平成16年度セミナーの開催案内	長寿・子育て・障害者基金事業	・平成17年度募集要領 ・平成15事業年度分事後評価結果	退職手当共済事業	・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正案に関する資料	心身障害者扶養保険事業	・平成15年度決算に基づく心身障害者扶養保険料率状況将来予測	年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(6回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例	労災年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報
事業	平成16年度実施状況																		
福祉医療貸付事業	・貸付金利の改定情報(8回更新) ・福祉貸付における協賛融資制度の概要と契約締結金融機関(新設:8回更新)																		
福祉医療経営指導事業	・平成16年度セミナーの開催案内																		
長寿・子育て・障害者基金事業	・平成17年度募集要領 ・平成15事業年度分事後評価結果																		
退職手当共済事業	・社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正案に関する資料																		
心身障害者扶養保険事業	・平成15年度決算に基づく心身障害者扶養保険料率状況将来予測																		
年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報(6回更新) ・悪質な貸金業者に対する注意喚起のための具体的事例																		
労災年金担保貸付事業	・貸付金利の改定情報																		

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																		
<p>第3 事業毎の業務運営の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>独立行政法人通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、事業毎に掲げるものは、次のとおりとする。</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>																																		
<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、引き続き適切に実施するとともに、病院等融資については、中期目標期間中も「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討し、段階的に実施すること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>（参考）</p> <table border="1" data-bbox="1546 814 2083 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成16事業年度 変更後予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">455,800,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">436,800,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">346,700,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等 （うち財投機関債）</td> <td style="text-align: right;">90,100,000 (30,000,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成16事業年度 変更後予定額			千円	貸付契約額		455,800,000	資金交付額		436,800,000	原 資	財政融資資金借入金	346,700,000	貸付回収金等 （うち財投機関債）	90,100,000 (30,000,000)	<p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>（実績）</p> <table border="1" data-bbox="2214 814 2751 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成16事業年度 （実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">455,799,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">436,800,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">346,700,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等 （うち財投機関債）</td> <td style="text-align: right;">90,100,000 (29,992,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成16事業年度 （実績）			千円	貸付契約額		455,799,900	資金交付額		436,800,000	原 資	財政融資資金借入金	346,700,000	貸付回収金等 （うち財投機関債）	90,100,000 (29,992,000)
区 分		平成16事業年度 変更後予定額																																			
		千円																																			
貸付契約額		455,800,000																																			
資金交付額		436,800,000																																			
原 資	財政融資資金借入金	346,700,000																																			
	貸付回収金等 （うち財投機関債）	90,100,000 (30,000,000)																																			
区 分		平成16事業年度 （実績）																																			
		千円																																			
貸付契約額		455,799,900																																			
資金交付額		436,800,000																																			
原 資	財政融資資金借入金	346,700,000																																			
	貸付回収金等 （うち財投機関債）	90,100,000 (29,992,000)																																			
<p>（1）業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 国の福祉政策や医療政策における政策目標を着実に推進するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い融資内容となるよう努めること。</p>	<p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。また、国の要請に基づき、災害、民間金融機関の貸し渋り等への緊急措置等に臨機応変に対応する。</p> <p>こうした政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策優先度に応じて重点化した融資メニューや合理的な金利体系への改善を図ることにより費用対効果を高めていく。</p>	<p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 国の政策と密接に連携し、ゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等に基づく介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備を推進するとともに、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。</p>	<p>【平成16年度福祉貸付事業の実績】</p> <p>平成16年度の福祉貸付事業における貸付審査の実績及びゴールドプラン21、新エンゼルプラン、新障害者プラン等への貢献状況は、以下のとおりである。</p> <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1" data-bbox="2154 1612 2778 1906"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>貸付審査の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td style="text-align: right;">453件</td> </tr> <tr> <td>うち特別養護老人ホーム</td> <td style="text-align: right;">322件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td style="text-align: right;">301件</td> </tr> <tr> <td>うち保育所</td> <td style="text-align: right;">272件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td style="text-align: right;">105件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">867件</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	貸付審査の実績	老人福祉関係施設	453件	うち特別養護老人ホーム	322件	児童福祉関係施設	301件	うち保育所	272件	障害者福祉関係施設	105件	その他	8件	計	867件																		
施設の種類	貸付審査の実績																																				
老人福祉関係施設	453件																																				
うち特別養護老人ホーム	322件																																				
児童福祉関係施設	301件																																				
うち保育所	272件																																				
障害者福祉関係施設	105件																																				
その他	8件																																				
計	867件																																				

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																						
			<p data-bbox="2160 155 2665 184">《各プランに対する主な施設の整備状況》</p> <table border="1" data-bbox="2160 184 2783 590"> <thead> <tr> <th data-bbox="2160 184 2326 254">プランの種類</th> <th data-bbox="2326 184 2605 254">整備目標施設</th> <th data-bbox="2605 184 2783 254">貸付審査した整備量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2160 254 2326 386" rowspan="3">ゴールドプラン21</td> <td data-bbox="2326 254 2605 283">特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="2605 254 2783 283">16,898人分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2326 283 2605 352">認知症高齢者グループホーム</td> <td data-bbox="2605 283 2783 352">80か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2326 352 2605 386">短期入所生活介護</td> <td data-bbox="2605 352 2783 386">3,623人分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2160 386 2326 485" rowspan="2">新エンゼルプラン</td> <td data-bbox="2326 386 2605 455">保育所整備に併せ低年齢児の受け入れ拡大</td> <td data-bbox="2605 386 2783 455">240か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2326 455 2605 485">一時保育の推進</td> <td data-bbox="2605 455 2783 485">199か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2160 485 2326 590" rowspan="3">新障害者プラン</td> <td data-bbox="2326 485 2605 514">通所授産施設</td> <td data-bbox="2605 485 2783 514">1,730人分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2326 514 2605 543">ショートステイ</td> <td data-bbox="2605 514 2783 543">33人分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2326 543 2605 590">グループホーム</td> <td data-bbox="2605 543 2783 590">28人分</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="2160 632 2703 661">【平成16年度福祉貸付に関する特記事項】</p> <p data-bbox="2220 661 2783 909">平成16年度においては、一部の地方公共団体における老人福祉施設関係補助金の補助率引下げ、新潟県中越地震等災害の発生など、機構が融資業務を実施するに当たり、特殊な状況が生じたが、厚生労働省と連携して、以下のとおり迅速な対応を図り、必要な融資を行うことができた。</p> <p data-bbox="2190 909 2783 938">a 老人福祉関係施設等に係る特別貸付の実施</p> <ul data-bbox="2249 938 2783 1299" style="list-style-type: none"> 平成16年度老人福祉施設関係補助金の執行に当たり、一部の地方公共団体において整備計画の事業の一部を補助対象から除外したり、補助率を引き下げたりしたことから、機構への借入申込予定額が事業枠を大幅に上回る事態が生じた。 上記事態を受けて、機構において、以下のとおり補助金減額分に対し特別貸付を行い、事業者の資金ニーズに応え、必要な施設整備に貢献した。 <p data-bbox="2175 1299 2783 1398">平成16年度特別貸付の審査実績85件10,174百万円 なお、特別貸付の金利は、財投機関債による調達金利に基づき設定</p> <p data-bbox="2190 1398 2487 1428">b 災害復旧融資の実施</p> <p data-bbox="2234 1428 2783 1503">平成16年度に発生した災害に対する借入申込受理を行った。</p> <p data-bbox="2427 1503 2674 1533">(1件、38百万円)</p> <p data-bbox="2160 1577 2718 1606">【特別養護老人ホーム融資に係る政策適合性】</p> <p data-bbox="2205 1606 2783 1892">平成16年度に国庫補助事業として新規採択された特別養護老人ホーム整備事業は全体で310件あり、そのうち機構においては平成16年度中に268件について貸付審査を行い、15件については平成17年度に貸付審査を行うこととした。したがって、平成16年度の国庫補助事業の91.3%について機構は融資を行うこととなり、国の政策目標に沿った融資を実施している。</p>	プランの種類	整備目標施設	貸付審査した整備量	ゴールドプラン21	特別養護老人ホーム	16,898人分	認知症高齢者グループホーム	80か所	短期入所生活介護	3,623人分	新エンゼルプラン	保育所整備に併せ低年齢児の受け入れ拡大	240か所	一時保育の推進	199か所	新障害者プラン	通所授産施設	1,730人分	ショートステイ	33人分	グループホーム	28人分
プランの種類	整備目標施設	貸付審査した整備量																							
ゴールドプラン21	特別養護老人ホーム	16,898人分																							
	認知症高齢者グループホーム	80か所																							
	短期入所生活介護	3,623人分																							
新エンゼルプラン	保育所整備に併せ低年齢児の受け入れ拡大	240か所																							
	一時保育の推進	199か所																							
新障害者プラン	通所授産施設	1,730人分																							
	ショートステイ	33人分																							
	グループホーム	28人分																							

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																																																																																											
			<p>特別養護老人ホームの整備に関して、国が個室化（小規模生活単位型）の方針を打ち出していることを踏まえ、機構における平成16年度の貸付審査において、以下のとおり個室化整備に対する融資を積極的に行い、国の政策推進に大きく貢献することができた。</p> <table border="1" data-bbox="2154 401 2778 516"> <thead> <tr> <th>平成16年度整備分の総計(a)</th> <th>平成16年度の個室化整備分(b)</th> <th>個室化率(b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,898</td> <td>16,378</td> <td>96.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成16年度医療貸付事業の実績】 平成16年度の医療貸付事業における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 (金額：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="2154 695 2778 936"> <thead> <tr> <th></th> <th>病院</th> <th>診療所</th> <th>介護老人保健施設</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査件数</td> <td>158</td> <td>224</td> <td>124</td> <td>6</td> <td>512</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>(30.9)</td> <td>(43.7)</td> <td>(24.2)</td> <td>(1.2)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>審査承認金額</td> <td>150,703</td> <td>14,143</td> <td>80,321</td> <td>553</td> <td>245,720</td> </tr> <tr> <td>(構成割合)%</td> <td>(61.3)</td> <td>(5.8)</td> <td>(32.7)</td> <td>(0.2)</td> <td>(100.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>病院158件のうち機械購入資金及び長期運転資金についての単独案件が各々1件ずつ計2件有り。 件数とは施設件数である。</p> <p>【医療貸付に係る政策適合性】 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるように、都道府県の策定した医療計画との整合を図り、特に病院の病床・診療所不足地域に対する貸付（新築資金・甲種増改築資金）には優遇金利を適用するなどして、平成16年度においては以下のとおり病院及び診療所の整備を推進した。</p> <table border="1" data-bbox="2154 1377 2792 1682"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="4">病院病床・診療所不足地域</th> <th colspan="2">病院病床・診療所充足地域</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">新築資金</th> <th colspan="2">甲種増改築資金</th> <th colspan="2">乙種増改築資金</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">病床数</th> </tr> <tr> <th>資金の種類</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> <th>件数</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院(件)</td> <td>19</td> <td>3,210</td> <td>61</td> <td>12,507</td> <td>76</td> <td>14,371</td> <td>156</td> <td>30,088</td> </tr> <tr> <td>構成割合(%)</td> <td>(12.2)</td> <td>(10.7)</td> <td>(39.1)</td> <td>(41.5)</td> <td>(48.7)</td> <td>(47.8)</td> <td>(100.0)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>診療所(件)</td> <td>172</td> <td>487</td> <td>43</td> <td>364</td> <td>9</td> <td>31</td> <td>224</td> <td>882</td> </tr> <tr> <td>構成割合(%)</td> <td>(76.8)</td> <td>(55.2)</td> <td>(19.2)</td> <td>(41.3)</td> <td>(4.0)</td> <td>(3.5)</td> <td>(100.0)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>191</td> <td>3,697</td> <td>104</td> <td>12,871</td> <td>85</td> <td>14,402</td> <td>380</td> <td>30,970</td> </tr> </tbody> </table>	平成16年度整備分の総計(a)	平成16年度の個室化整備分(b)	個室化率(b/a)	16,898	16,378	96.9%		病院	診療所	介護老人保健施設	その他	計	審査件数	158	224	124	6	512	(構成割合)%	(30.9)	(43.7)	(24.2)	(1.2)	(100.0)	審査承認金額	150,703	14,143	80,321	553	245,720	(構成割合)%	(61.3)	(5.8)	(32.7)	(0.2)	(100.0)	施設の種類	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域		計		新築資金		甲種増改築資金		乙種増改築資金		件数	病床数	資金の種類	件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数	病院(件)	19	3,210	61	12,507	76	14,371	156	30,088	構成割合(%)	(12.2)	(10.7)	(39.1)	(41.5)	(48.7)	(47.8)	(100.0)	(100.0)	診療所(件)	172	487	43	364	9	31	224	882	構成割合(%)	(76.8)	(55.2)	(19.2)	(41.3)	(4.0)	(3.5)	(100.0)	(100.0)	計	191	3,697	104	12,871	85	14,402	380	30,970
平成16年度整備分の総計(a)	平成16年度の個室化整備分(b)	個室化率(b/a)																																																																																																												
16,898	16,378	96.9%																																																																																																												
	病院	診療所	介護老人保健施設	その他	計																																																																																																									
審査件数	158	224	124	6	512																																																																																																									
(構成割合)%	(30.9)	(43.7)	(24.2)	(1.2)	(100.0)																																																																																																									
審査承認金額	150,703	14,143	80,321	553	245,720																																																																																																									
(構成割合)%	(61.3)	(5.8)	(32.7)	(0.2)	(100.0)																																																																																																									
施設の種類	病院病床・診療所不足地域				病院病床・診療所充足地域		計																																																																																																							
	新築資金		甲種増改築資金		乙種増改築資金		件数	病床数																																																																																																						
資金の種類	件数	病床数	件数	病床数	件数	病床数			件数	病床数																																																																																																				
病院(件)	19	3,210	61	12,507	76	14,371	156	30,088																																																																																																						
構成割合(%)	(12.2)	(10.7)	(39.1)	(41.5)	(48.7)	(47.8)	(100.0)	(100.0)																																																																																																						
診療所(件)	172	487	43	364	9	31	224	882																																																																																																						
構成割合(%)	(76.8)	(55.2)	(19.2)	(41.3)	(4.0)	(3.5)	(100.0)	(100.0)																																																																																																						
計	191	3,697	104	12,871	85	14,402	380	30,970																																																																																																						

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																				
			<p>平成 15 年 8 月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、平成 16 年度においては、医療の機能分化の観点から以下のとおり貸付審査を行い、特定病院等の整備促進に努めた。平成 16 年度の特定病院等の審査件数 148 件のうち重複項目を除くと 118 件であり、全病院の審査件数 158 件に対し、74.7%を占めている。</p> <table border="1" data-bbox="2151 470 2783 951"> <thead> <tr> <th>病院の種類</th> <th>平成 16 年度 貸付審査の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療支援病院</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>医育機関付属病院（大学病院）</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>臨床研修病院</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>200 床以上の精神（指定）病院</td> <td>26 件</td> </tr> <tr> <td>100 床以上の医師会立開放型病院</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>100 床以上の特殊診療機能を有する病院</td> <td>25 件</td> </tr> <tr> <td>療養病床を有する病院</td> <td>77 件</td> </tr> <tr> <td>・増床</td> <td>2,579 床</td> </tr> <tr> <td>・一般病床から療養病床への病床転換</td> <td>1,349 床</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当項目重複の場合有り。</p> <p>大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とはいえない 200 床未満の中小規模病院に対する貸付に係る平成 16 年度の審査件数は 93 件であり、病院貸付のうち 58.9%を占めている。</p> <p>中小規模病院は資金調達が充分とはいえない傾向にあるため、通常より高い融資率（90%）を適用するなどして、整備促進に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="2151 1266 2783 1562"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>機構融資 対象分</th> <th>機構審査 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全病院 (施設件数)</td> <td>9,122 件</td> <td>7,718</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>200 床未満 (施設件数)</td> <td>6,370 件</td> <td>5,716</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>200 床未満 の割合 (%)</td> <td>69.8%</td> <td>74.1</td> <td>58.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：厚生統計協会「医療施設調査病院報告」（平成 15 年 10 月分）より</p>	病院の種類	平成 16 年度 貸付審査の実績	地域医療支援病院	2 件	医育機関付属病院（大学病院）	1 件	臨床研修病院	15 件	200 床以上の精神（指定）病院	26 件	100 床以上の医師会立開放型病院	2 件	100 床以上の特殊診療機能を有する病院	25 件	療養病床を有する病院	77 件	・増床	2,579 床	・一般病床から療養病床への病床転換	1,349 床		全国	機構融資 対象分	機構審査 実績	全病院 (施設件数)	9,122 件	7,718	158	200 床未満 (施設件数)	6,370 件	5,716	93	200 床未満 の割合 (%)	69.8%	74.1	58.9
病院の種類	平成 16 年度 貸付審査の実績																																						
地域医療支援病院	2 件																																						
医育機関付属病院（大学病院）	1 件																																						
臨床研修病院	15 件																																						
200 床以上の精神（指定）病院	26 件																																						
100 床以上の医師会立開放型病院	2 件																																						
100 床以上の特殊診療機能を有する病院	25 件																																						
療養病床を有する病院	77 件																																						
・増床	2,579 床																																						
・一般病床から療養病床への病床転換	1,349 床																																						
	全国	機構融資 対象分	機構審査 実績																																				
全病院 (施設件数)	9,122 件	7,718	158																																				
200 床未満 (施設件数)	6,370 件	5,716	93																																				
200 床未満 の割合 (%)	69.8%	74.1	58.9																																				

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検することとし、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。また、中期目標期間中の新規契約分のうち、国の政策目的の達成のために特に定めるもの以外は、将来にわたる利差益を確保するよう事業運営を行うこと。</p>	<p>イ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度が低下したものに対しては、貸付対象、貸付条件、貸付形態等を見直す。 こうした事業の効率化を進めることにより、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情によるものの外、新規契約分の利差額に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p>	<p>【融資条件等の見直し】 特殊法人等整理合理化計画に伴う措置として、病院等融資について、政策融資としての機能を点検し、平成 16 年度においては、以下のとおり医療貸付の融資条件の見直しを行った。 a 病院の新築資金のうち、療養病床を整備するものに係る融資率の引下げ（90% 80%） b 病院の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業の対象であって、病床不足地域において療養病床を整備するものに係る融資率の引下げ（90% 80%） c 疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設等に係る機械購入資金及び長期運転資金については、災害復旧のために必要な場合に限定 d 「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」による疾病予防運動施設に係る融資率の引下げ（90% 80%） また、福祉貸付の融資条件についても、平成 16 年度において、以下のとおり見直しを行った。 a 児童養護施設、身体障害者療護施設及び養護老人ホームの大部屋解消整備事業に係る無利子貸付の廃止 b 一般有料老人ホームに係る融資率の引下げ（70% 30%） さらに、平成 17 年度における福祉医療貸付事業の融資条件等について、機構の機能及び役割を踏まえつつ、特殊法人等整理合理化計画の趣旨に沿った見直しについて検討を行った。</p> <p>【利差益の確保】 福祉医療貸付事業の金利体系について、特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、平成 16 年度から、金利差を確保し事業の安定的な運営を図る観点から、従前、財政融資資金借入金利と長期プライムレートを考慮して定めていたものを、財投金利を基準として政策目的に応じて定める金利体系に変更した。 平成 16 年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と調達金利の金利差 0.175%、利差額 440 百万円を確保することができた。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>ウ 既存施設の増改築や新設施設の中長期の需要動向を可能な限り事前予測することにより、事業の計画的な推進を図ること。</p> <p>エ 民業補完の観点から、貸付対象となる事業の政策上の重要性を勘案しつつ、民間金融機関による融資の促進策等、民間資金の一層の活用を図る方策を検討し、段階的に導入すること。</p>	<p>ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、利用者に対する定期調査を行うことにより中長期の需要動向の事前予測に努める。</p> <p>なお、福祉貸付については、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。</p> <p>エ 民業補完の観点から他の政策金融の例も参考にしつつ、民間金融機関との協調融資のあり方等を適宜検討し、中期目標期間中に民間資金の一層の活用を促す仕組みに改善する。</p>	<p>ウ 事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助整備状況を勘案し、医療貸付においては、利用者に対する定期調査について、平成17年3月末に調査項目の見直しを図り、福祉貸付においては、国庫補助対象事業による整備動向を把握し、3プラン等重点分野に対し優先的に貸し付ける。</p> <p>エ 民間資金の一層の活用を促す仕組みについて引き続き実態調査を行い、協調融資制度の導入等に向けた検討に活用する。</p> <p>なお、福祉貸付については、社会福祉法人の基本財産の担保提供の承認の取扱いの状況を注視しつつ、民間資金の活用を図る方策を検討する。</p>	<p>【医療貸付の需要動向予測】</p> <p>医療貸付の中長期の需要動向の事前予測を行うため、平成 15 年度上期に実施した「病院の施設整備動向調査（アンケート調査）」の結果を踏まえ、調査内容の見直しを行い、建築工事費及び資金調達内訳等の項目を追加し、平成 17 年 3 月に調査票を郵送した。</p> <p>調査票については平成 17 年 5 月に回収し、分析を行い、平成 17 年度予算の執行及び平成 18 年度予算の要求に活用することとしている。</p> <p>【福祉貸付の需要動向予測】</p> <p>国の政策と密接に連携しつつ福祉貸付事業を実施するに当たり、限られた貸付事業枠の効率的運営を図るため、平成 16 年 1 月に、都道府県等に対し、平成 16 年度の機構への借入申込予定額の調査を実施した。</p> <p>この調査により、一部の地方公共団体において、平成 16 年度老人福祉施設関係補助金の執行に当たり整備計画の事業の一部を補助対象から除外したり、補助率を引き下げたりすることが判明し、機構への借入申込予定額が事業枠を大幅に上回るが見込まれることとなったことから、平成 16 年度において老人福祉関係施設等に係る特別貸付を実施することとなった。</p> <p>【福祉貸付における重点分野への優先貸付】</p> <p>上記【平成16年度福祉貸付事業の実績】及び【特別養護老人ホーム融資に係る政策適合性】の実績に同じ</p> <p>【協調融資制度の導入】</p> <p>平成 17 年度から福祉貸付において特別養護老人ホーム等に対する融資率の引下げを行うこと等を踏まえ、介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して資金調達が円滑に行えるように、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを導入し、平成 16 年 7 月以降、機構と民間金融機関との間で協調融資を行うための覚書の締結を進めた。</p> <p>この結果、平成 16 年度中に都銀、地方銀行等全国 72 機関の金融機関と覚書の締結を行い、その本支店を通じて全ての都道府県において協調融資の相談等に応じる体制が整備されたところであり、平成 17 年度においては更に充実を図っていくこととしている。</p> <p>なお、社会福祉法人の基本財産の担保提供の承認については、「社会福祉法人審査基準及び社会福祉法人定款準則の一部改正について」が国より通知され、当機構と協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関に対する基本財産の担保提供については、所轄庁の承認を要しないこととされた。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績									
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 審査業務の迅速化により、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの年平均所要期間を、中期目標期間中に福祉貸付については4か月以内に、医療貸付については3か月以内に短縮すること。</p> <p>イ 貸付契約締結後の資金交付については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後20営業日以内に行うこと。</p> <p>ウ 借入申込み書類の簡素合理化等により、利用者の事務手続き負担の軽減を図ること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 相談・審査体制の強化、審査方針の見直し、事務の合理化等により審査業務の迅速化を進め、審査期間に関する中期目標を達成する。</p> <p>イ 資金交付業務の迅速化を図ることにより、資金交付時期に関する中期目標を達成する。</p> <p>ウ 利用者の事務手続き負担の軽減を図るため、借入申込み書類を簡素合理化する。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。</p> <p>イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。</p> <p>ウ 借入申込書の記載事項や様式等を改正するとともに、引き続き見直しを行う。</p>	<p>【審査業務の迅速化】</p> <p>平成15年度に実施した相談体制の強化、審査承認手続きの効率化、業務進行管理の徹底等の取組みが効果的に機能したことから、平成16年度の福祉貸付及び医療貸付の両貸付審査において審査期間の短縮が図られ、以下のとおり、中期計画期間の目標値を上回ることができた。</p> <p>【借入申込受理から貸付内定通知までの平均所要期間】</p> <table border="1" data-bbox="2154 611 2772 720"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>中期計画期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉貸付</td> <td>90日</td> <td>94日</td> </tr> <tr> <td>医療貸付</td> <td>39日</td> <td>54日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特殊異例な案件を除いた平均所要期間</p> <p>【資金交付業務の迅速化】</p> <p>平成15年度に実施した契約・交付業務の進行管理の徹底、請求書の記載内容の点検業務等の効率化、福祉貸付における資金交付回数増加等の取組みに加え、平成16年度に事務の効率的処理を図るため医療貸付において「契約・交付の事務担当者マニュアル」を作成したことなどにより、平成16年度の福祉貸付及び医療貸付の両事業に係る資金交付に係る業務処理期間について、以下のとおり、中期目標を達成することができた。</p> <p>a 福祉貸付 平成16年度に資金交付した2,153件全てについて20営業日以内に資金交付</p> <p>b 医療貸付 平成16年度に資金交付した1,242件全てについて20営業日以内に資金交付</p> <p>【借入申込書等の見直し】</p> <p>福祉貸付においては、平成15年度の検討結果を受けて、平成16年4月から、記載事項を大幅に簡素化した福祉貸付単独申込み用の借入申込書を新たに作成し、その使用を開始したほか、各種様式、添付書類の見直しを実施した。</p> <p>また、平成17年度から補助金制度が交付金になることに伴い、借入申込書類等の見直しの検討を開始した。</p> <p>医療貸付においては、平成17年度からの実施に向けて記載事項を大幅に簡素化した医療貸付単独申込み用の借入申込書の作成について検討した。</p>		平成16年度	中期計画期間	福祉貸付	90日	94日	医療貸付	39日	54日
	平成16年度	中期計画期間										
福祉貸付	90日	94日										
医療貸付	39日	54日										

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>工 相談窓口の体制整備や受託金融機関への業務指導の徹底により、契約前の利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>工 契約前の利用者サービスを向上させるため、相談窓口の体制を充実するとともに、受託金融機関への業務の指導を強化する。</p>	<p>工 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。</p> <p>また、福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施する。</p>	<p>【受託金融機関等に対する業務指導】</p> <p>受託金融機関の相談窓口における利用者サービスの向上を図るため、平成16年度において、以下のとおり、受託金融機関業務研修会議を開催し、受託金融機関に対する業務指導を行った。</p> <p>a 第1回受託金融機関業務研修会議 平成16年5月11日に東京で開催し、受託金融機関102機関が参加</p> <p>b 第2回受託金融機関業務研修会議 平成16年5月13日に大阪で開催し、受託金融機関81機関が参加</p> <p>行政機関から管轄の社会福祉法人等に対し機構の融資に関し適切な指導等が実施されるように、各都道府県市の実務担当者を対象とした福祉貸付事業に関する説明会を平成16年8月に開催した。内容としては、平成16年度事業計画及び融資方針のほか、平成16年度に実施する老人福祉施設等に係る特別貸付実施要領についても説明し、円滑な事務処理を推進した。</p> <p>【融資相談会の開催】</p> <p>申込み前の利用者サービスの向上を図るため、相談窓口の体制整備の一環として、平成16年度後半及び平成17年度に医療関係施設・介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした個別融資相談会を、以下のとおり全国を7ブロックに分けて、計14回開催した。</p> <p>a 平成16年11月期開催分 全国7ブロックで開催し、85件の融資相談を行った。</p> <p>b 平成17年2月期開催分 全国7ブロックで開催し、81件の融資相談を行った。</p>
<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）、個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績												
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 集団経営指導については、開催方法の工夫等による効率化や適正な受講料の設定に努めること。</p> <p>イ 個別経営診断については、実地調査を伴うもの及び償還の緩和申請や経営安定化資金の融資申請に義務付けられているものを除き、事務処理の迅速化により、申込書の受理日から報告書の提示までの期間を中期目標期間の平均で 60 日以内に短縮すること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、適正な受講料を設定するとともに、必要に応じ開催経費等の見直しを行うなど効率化を図りながら、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。 また、地方における福祉・医療両経営セミナーの同時期、同一場所での開催等を含め、開催の時期、場所等を工夫することにより、効率的な開催・運営を行う。</p> <p>イ 個別経営診断については、必要に応じ経営診断・指導マニュアルの見直し等を行って事務処理の迅速化を図ることにより、所要日数に関する中期目標を達成するとともに、最低限実費相当経費を自己収入で賄う。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 集団経営指導については、平成 15 年度の開催経費の実績に基づき、受講料水準の妥当性について検証し、収支相償の維持に努める。 また、経費の見直しの観点から業務の一部を外部に委託する方策の検討を行う。</p> <p>イ 個別経営診断については、引き続き処理日数の短縮化を図るとともに、パンフレット作成費、経営診断事業に必要な文献収集費及び施設等実態調査費を診断料収入で賄うこととする。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）における収支相償】</p> <p>集団経営指導の受講料の水準について、平成 15 年度等の実績から検証したところ、経費の変動リスクを考慮すると、収支相償を維持する上で現行水準は妥当であるとの結論を得た。</p> <p>集団経営指導の平成 16 年度の収支状況については、開催経費の節約に努めたこと等により、以下のとおり収支相償を維持することができた。</p> <table border="0" data-bbox="2211 604 2686 709"> <tr> <td>受講料収入</td> <td>28,000 千円</td> </tr> <tr> <td>開催必要経費</td> <td>24,607 千円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>3,393 千円</td> </tr> </table> <p>(注) 開催必要経費：会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費</p> <p>【外部委託の検討】</p> <p>大阪で開催した後期社会福祉セミナーにおいて業務の一部を外部に委託したところ、一定の経費節減効果があったことから、平成 17 年度においても経費節減効果があるものについて外部委託を進めることとした。</p> <p>【個別経営診断の処理日数短縮】</p> <p>平成 16 年度の個別経営診断の平均処理日数については、品質の維持に留意しつつ、事務処理の迅速化に努め、以下のとおり、平成 15 年度より短縮することができた。</p> <p>平成 16 年度処理日数：平均 45.7 日 (参考：平成 15 年度 57.1 日) 中期計画期間：平均 48.9 日</p> <p>【個別経営診断における収支相償】</p> <p>個別経営診断における平成 16 年度の収支状況は、以下のとおりであり、診断に必要な経費を診断料収入で賄うことができた。</p> <table border="0" data-bbox="2211 1516 2626 1621"> <tr> <td>診断料収入</td> <td>1,085 千円</td> </tr> <tr> <td>必要経費</td> <td>946 千円</td> </tr> <tr> <td>差引き</td> <td>139 千円</td> </tr> </table> <p>(注) 必要経費：パンフレット作成費、経営診断事業に必要な文献収集費、施設等実態調査費</p>	受講料収入	28,000 千円	開催必要経費	24,607 千円	差引き	3,393 千円	診断料収入	1,085 千円	必要経費	946 千円	差引き	139 千円
受講料収入	28,000 千円														
開催必要経費	24,607 千円														
差引き	3,393 千円														
診断料収入	1,085 千円														
必要経費	946 千円														
差引き	139 千円														

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、担当部門の調査研究能力の充実強化に努めること。</p> <p>イ 集団経営指導については、セミナー利用者の受講機会を確保するため、中期目標期間の平均で遅くとも実施2か月前までに開催内容を告知すること。 また、中期目標期間中においては、国の政策、方針により受講対象者が変動する法人・施設開設者向けのセミナーを除き、中期目標期間中の延べ受講者数を、9,600人以上とすること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、調査研究能力の充実強化のための体制づくりを行うとともに、担当職員の資質向上を図る。また、調査研究の成果のうち施設経営の参考指標については、その対象施設の種類を中期目標期間中に4種類以上に増加させる。</p> <p>イ 集団経営指導については、セミナーの開催の時期、場所、回数、内容等に係る関係者との調整を迅速に行うとともに、開催告知内容等を工夫し、事前告知に関する中期目標を達成する。 また、アンケート調査の実施により受講希望者のニーズの把握に努め、開催の時期、場所、回数、内容等を工夫し、セミナーを毎年17回程度開催することにより、受講者数に関する中期目標を達成するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上にする。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーへの参加及び外部機関が発行する資料の収集を行い、担当職員の専門能力を向上させる。</p> <p>イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努める。 セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者数の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者数2,000人以上の確保に努める。</p>	<p>【施設経営の参考指標追加の前倒し実施】 施設経営の参考指標については、従来の病院及び介護老人保健施設の2種類から4種類以上に中期計画期間中に増加させる計画であったが、平成15年度に組織改正により充実強化した企画指導部の調査機能を有効に活用し、平成16年度に参考指標の前倒し作成に精力的に取り組んだ結果、特別養護老人ホーム及びケアハウスの参考指標を新たに作成することができた。 なお、新たに作成した2種類の参考指標については、平成16年12月に公表した。</p> <p>【担当職員の専門能力向上】 平成16年度においては、福祉・介護分野を中心に特色ある以下の施設の実態調査を実施し、その結果を報告書に取りまとめ、職員の共有情報とすることにより、担当職員の専門能力の向上を図るとともに、当該情報を業務に活用し、診断業務の質の向上に努めた。 a 小規模生活単位型及びユニットケア型等の特別養護老人ホーム b 特定施設の指定を受けているケアハウス c 亜急性期入院管理を取得している病院 また、外部セミナーへ職員を参加させ、最新の福祉・介護・医療に関する情報の収集整理を行い、情報及び知識の組織的な蓄積に努めた。</p> <p>【セミナーの開催実績】 平成16年度においては、セミナーを18回開催した。なお、年度計画に定めた各目標の達成状況は、以下のとおりである。 a 2か月前までの開催告知 平成16年度の告知日：平均68.1日前 (参考：平成15年度 平均73.8日前) 中期計画期間：平均70.3日前 b 満足度指標 平成16年度：67.2ポイント (参考：平成15年度 65.8ポイント) 中期計画期間：66.6ポイント c 延べ受講者数 平成16年度：2,015人 中期計画期間累計：3,737人 また、アンケート調査において、受講者から寄せられた意見、要望等の多かったものは以下のとおりであり、これらの事項については平成17年度のセミナー事業に反映させていく。 a 法人創設・施設開設者向けのセミナーにおいて、施設経営等に関する実践事例紹介をして欲しい、という声が多かった。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>ウ 個別経営診断については、社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し経営診断の対象拡大又は診断手法の確立を行うこと。</p> <p>エ 開業医承継支援事業について中期目標期間中における紹介件数の総数を135件以上とするともに、譲渡希望及び開業希望の登録後のフォローアップ・サービスを充実強化すること。</p>	<p>ウ 個別経営診断については、関係団体のセミナーで個別経営診断事業をPRする等、事業の広報宣伝を充実強化することにより、中期目標期間中の延べ診断件数を150件以上とする。また、利用者ニーズに対応して診断手法の改善に努めるとともに、支援費対象施設を経営診断対象に追加するため、経営指標の策定、診断手法の確立等に関する年次計画に基づき、段階的に導入する。</p> <p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告や地区医師会等に対するポスター掲示依頼など広報宣伝を充実強化することにより、紹介件数に関する中期目標を達成する。また、登録者のニーズに対応し、インターネットを通じた情報提供等を行うことにより、フォローアップ・サービスの充実強化に努める。</p>	<p>ウ 個別経営診断については、34件以上の実施に努める。 また、特別養護老人ホームに関する新たな指標を開発するとともに、各指標の共通化（特に介護老人保健施設と特別養護老人ホーム）及び指標分析の高度化について検討する。併せて、支援費施設の経営診断について、所要の検討に着手する。</p> <p>エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、紹介件数を30件以上確保するよう努める。 また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール配信サービスを行うとともに、インターネット等を通じた情報提供のニーズについて把握するため、登録者に対しアンケート調査を行う。</p>	<p>b 各セミナーとも「質問時間」を設けて欲しいとの声が多かった。</p> <p>【個別経営診断実績】 平成16年度においては個別経営診断を34件以上実施することを計画したところ、PR等の充実強化を図ったことにより、40件の実績を上げ、計画を上回ることができた。 平成16年度：40件 （福祉24件、医療16件） 中期計画期間累計：58件 （福祉30件、医療28件）</p> <p>【経営診断手法の改善】 特別養護老人ホーム及びケアハウスに関する新たな経営診断指標を開発し、平成16年度からこの新指標に基づき、個別経営診断を実施した。 また、特別養護老人ホームの経営診断指標の見直しに当たり、老人保健施設の指標についても併せて見直し、両指標項目の共通化を実施し、より整合的な経営診断を行えるようにした。 経営診断指標の高度化を図るため、病院の指標項目として「損益分岐点比率」及び「借入金比率」を追加することを検討した結果、平成17年度から個別経営診断に活用できることとなった。 支援費施設に対する個別経営診断の実施に向けた作業工程等について検討を行った結果、今中期計画期間中の実施を目指して、平成17年度において支援費施設の参考指標の確定等を行い、システム開発に向けた準備を完了することとした。</p> <p>【開業医承継支援事業実施状況】 平成16年度においては紹介件数30件以上の実施を計画したところ、52件の実績を上げ、計画を大幅に上回ることができた。 平成16年度の紹介件数：52件 中期計画期間累計：88件</p> <p>【登録者に対するフォローアップ】 登録者に対するフォローアップ・サービスとして、譲渡希望医の物件案内を毎月1回開業希望医に対して郵送又はメール配信した。 （郵送登録者287名、メール配信登録者68名） インターネット等を通じた情報提供ニーズに関する開業希望医に対するアンケート調査の結果、情報提供手段としては現行の郵送又はメール配信が最も有効であるとの結論を得た。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により本中期目標期間内における基金事業を実施し、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めることとする。</p>	<p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成15事業年度分の助成事業の適切な評価、平成16事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成17事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。</p>	<p>3 長寿・子育て・障害者基金事業 長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成15事業年度分の助成事業の適切な評価、平成16事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成17事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めた。</p>
<p>国における社会福祉施策の推進とあいまって、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等、社会福祉の振興を図ること。 その際、助成団体としての専門性・自主性を発揮して、民間福祉活動の推進が必要な分野に資金助成が適切に行われるように配慮すること。 その中で、専門的助成団体として、地域における独創的・先駆的企業への助成について、国の政策の動向や事業評価の結果も踏まえ、毎年度4分野以上重点助成分野を設け、優先的に助成を行うこと。</p>	<p>長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。 なお、この場合、次の点に留意する。 a 各基金の助成分野に跨る活動や従来の枠を超えた新しい活動に対しても助成対象としていくよう努める。 b 民間福祉活動の専門的助成団体としての戦略的視点に立ち、事業評価の結果も踏まえ、地域における特定非営利活動法人などによる民間福祉活動の育成・支援の観点から、重点的助成分野を設定するなど、特に必要な分野に適切かつ重点的に助成を実施していく方針を検討し、可能なものから実施することにより、重点分野に関する中期目標を達成する。</p>	<p>長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。 なお、この場合、次の点に留意する。 a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。 b 平成17事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。</p>	<p>【新しい活動への助成とその広報】 平成17年度分の助成事業の募集・選定に当たり、募集要領及び選定方針に、「新しい発想に基づく従来の枠を超えた活動について積極的に対象とする」ことを明記し、募集内容について機構のホームページ等を通じて周知した。 平成17年3月に、審査・評価委員会において上記選定方針に基づき選定した結果、従来の枠に留まらない新しい事業として、27事業（参考：平成16年度12事業）を採択した。</p> <p>【重点助成分野の設定及び優先採択】 平成17年度分の助成事業の募集に当たり、募集要領に4基金で5項目の重点助成分野を設定し、機構のホームページ、ダイレクトメール及び社会福祉協議会等を通じて周知した。 また、選定方針に、「重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定すること」を明記し、審査・評価委員会において選定した結果、重点助成分野に関する助成事業として、以下のとおり121事業（参考：平成16年度88事業）を採択した。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																											
<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために特に必要な助成の対象とする活動は、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律(平成16年法律第139号)の制定趣旨を踏まえ、障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に関する活動を含む。)に関する活動とすること。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催及び選手派遣(選手強化に関する活動を含む。)に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 民間福祉活動育成という趣旨に鑑み、地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、中期目標期間内において、平均して80%以上の助成団体において助成終了後も事業が継続されるようにするものとする。</p>	<p>また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。</p> <p>c 平成14事業年度分の地域における独創的・先駆的事業(特別分)及び地域の実情に即したきめ細かな事業(地方分)の継続状況を確認するとともに、平成17事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="2190 220 2825 613"> <thead> <tr> <th>基金の種類</th> <th>重点助成分野</th> <th>採択事業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿社会福祉基金</td> <td>・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業</td> <td>6事業</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障害者福祉基金</td> <td>・障害者の自立生活・就労支援に関する事業</td> <td>44事業</td> </tr> <tr> <td>子育て支援基金</td> <td>・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業</td> <td>63事業</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援基金</td> <td>・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業</td> <td>8事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>【障害者スポーツ国際大会の開催に関する活動への助成】</p> <p>機構法改正後、速やかに助成手続きの改正等を行い、「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会開催事業」に対する助成を行った。</p> <p>なお、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、平成17年2月に長野県で開催された知的障害者スポーツの代表的な国際大会であり、この大会の開催を通じて、知的障害者に対する国民の理解が深まり、自立と社会参加の環境作りに多大な成果を上げることができた。</p> <p>【平成14年度分助成事業の継続状況】</p> <p>平成14年度分助成事業に関して助成終了後も引き続き事業を継続しているかについて、平成16年7月にフォローアップ調査を実施した結果は、以下のとおりであり、当調査結果については平成16年11月に開催した審査・評価委員会に報告の上、広報誌及び機構ホームページ等により公表した。</p> <table border="1" data-bbox="2190 1459 2825 1780"> <thead> <tr> <th>助成事業の種類</th> <th>助成事業数 a</th> <th>継続事業数 b</th> <th>継続率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別分助成 (独創的・先駆的事業を対象)</td> <td>75事業</td> <td>68事業</td> <td>90.7%</td> </tr> <tr> <td>地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)</td> <td>528事業</td> <td>486事業</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>	基金の種類	重点助成分野	採択事業数	長寿社会福祉基金	・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業	6事業	高齢者・障害者福祉基金	・障害者の自立生活・就労支援に関する事業	44事業	子育て支援基金	・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業	63事業	障害者スポーツ支援基金	・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業	8事業	助成事業の種類	助成事業数 a	継続事業数 b	継続率 (b/a)	特別分助成 (独創的・先駆的事業を対象)	75事業	68事業	90.7%	地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)	528事業	486事業	92.0%
基金の種類	重点助成分野	採択事業数																												
長寿社会福祉基金	・認知症の高齢者を介護する家族負担軽減に関する事業	6事業																												
高齢者・障害者福祉基金	・障害者の自立生活・就労支援に関する事業	44事業																												
子育て支援基金	・子育て支援のネットワークづくりに関する事業 ・児童虐待に関する活動への支援強化に関する事業	63事業																												
障害者スポーツ支援基金	・新しい障害者スポーツの啓発・普及に関する事業	8事業																												
助成事業の種類	助成事業数 a	継続事業数 b	継続率 (b/a)																											
特別分助成 (独創的・先駆的事業を対象)	75事業	68事業	90.7%																											
地方分助成 (地域の実情に即したきめ細かな事業を対象)	528事業	486事業	92.0%																											

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績										
			<p>【平成17年度分助成事業の事業継続】</p> <p>平成17年度分の助成事業の選定に当たり、選定方針に、「事業継続の能力及び意向を重視した審査を行う」ことを明記し、平成17年3月に、審査・評価委員会において助成事業を選定した。</p> <p>なお、平成17年度分の助成事業の事業継続状況の確認については、事業終了後1年以上継続していることを確認するため、平成19年度のフォローアップ調査において実施することとしている。</p>										
<p>全国的な活動から地域の実情に即したきめ細かな活動、あるいは独創的・先駆的な活動など、多種多様に展開される民間福祉活動に幅広く対応することとする。</p> <p>このため、中期目標期間内において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意すること。</p>	<p>全国的な活動、地域におけるきめ細かな活動、そして独創的・先駆的活動のそれぞれへの助成の募集及び選定の方針及び方法につき、適宜見直しを行い、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努め、助成のうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>平成17事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。</p>	<p>【独創的・先駆的事业等への助成】</p> <p>平成17年度分の助成事業の選定に当たり、選定方針に、「地域における独創的・先駆的な活動や地域の実情に即したきめ細かな事業など、地域における民間の創意工夫を活かした福祉活動を推進するため、『特別分』及び『地方分』助成事業が全助成事業の70%以上となるよう配慮する」ことを明記し、平成17年3月に開催した審査・評価委員会において、以下のとおり選定を行った。</p> <table border="1" data-bbox="2190 961 2819 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全助成事業数 (a)</th> <th colspan="2">特別分+地方分 (b)</th> <th rowspan="2">占有率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>特別分</th> <th>地方分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>788</td> <td>642</td> <td>65</td> <td>81.5%</td> </tr> </tbody> </table>	全助成事業数 (a)	特別分+地方分 (b)		占有率 (b/a)	特別分	地方分	788	642	65	81.5%
全助成事業数 (a)	特別分+地方分 (b)		占有率 (b/a)										
	特別分	地方分											
788	642	65	81.5%										
<p>整理合理化計画に基づき、助成した事業の事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を実施すること。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>全助成事業を対象として事後評価を実施し、その成果を、事業の採択及び基金事業運営の改善に活かしていくことにより、評価結果を反映した資源配分を実施する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>平成14事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成17事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成15事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成17事業年度分の助成事業の選定に反映する。</p> <p>このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。</p>	<p>【平成14年度分助成事業の事後評価の成果の反映】</p> <p>平成16年3月に取りまとめた「平成14年度助成事業に関する事後評価報告書」において提言された以下の6項目について、平成17年度分助成事業の募集要領に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自己評価の義務づけ等 b 事業目的の明確化等 c 今後の事業展開に関する意向の把握 d 事業効果の確認の取組み e 「地方分」助成における物品購入費等のあり方 f 委託事業のあり方 <p>【平成15年度分助成事業の事後評価の実施】</p> <p>平成15年度分助成事業の事後評価については、中間とりまとめとして、平成16年12月、「平成17年度助成事業の選定に当たっての留意事項」が取りまとめられ、その内容が、平成17年度助成事業の選定方針に反映され、平成17年度分の選定に当たっては、これらを踏まえた事業選定が行われた。</p>										

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績						
			<p>また、助成団体による自己評価、審査・評価委員会（評価部会）及び機構事務局によるヒアリング評価並びに機構事務局による書面評価のプロセスを経て、平成17年3月に取りまとめられた最終報告、「平成15年度助成事業に関する事後評価報告書」（以下「事後評価報告書」という。）においては、以下の提言がなされており、これらの提言は平成18年度分助成事業の募集要領の見直しに反映させることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業成果の取りまとめ及び公表、普及のあり方 b 事業内容のさらなる適正化 c 先行事例を踏まえた取組みの促進 						
<p>（1）業務運営の効率化に関する事項</p> <p>ア 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p>	<p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 以下の措置を講じることにより、中期目標期間における助成が効率的かつ安定的なものとなるよう努める。</p> <p>（ア）本中期目標期間内の各年度における各基金の運用益、助成額等について、一定の前提の下に中期助成計画を策定し、金融情勢の変動を踏まえ、定期的にその見直しを行う。</p> <p>（イ）安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p>	<p>（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成17事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。</p> <p>イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。</p> <p>また、新しい金融商品の開発・普及動向に留意し、基金の運用に適していると認められる金融商品があれば、積極的にその導入に向け検討する。</p>	<p>【事業計画及び運用計画の策定】</p> <p>平成17年度分の事業計画及び運用計画については、平成17年3月の審査・評価委員会の審議等を経て、中期助成計画を踏まえた上で策定し、平成17年度分の助成事業の選定に当たっては、限られた財源の効果的な資源配分のために、重点助成分野に関する助成事業を優先的に選定するなどの「選定方針」に基づき、平成17年度分の助成事業の選定を行った。</p> <p>【基金の運用効率の向上】</p> <p>平成16年度の基金の運用については、運用計画に基づき、安全確実で、かつ、効率的な運用を図るとの観点から、財投機関債を中心とした運用を行った結果、再運用した180億円について、以下のとおり長期金利の指標である国債の平均利回りを0.27%上回る実績を上げることができた。</p> <p>《平均運用利回り》</p> <table border="1" data-bbox="2184 1570 2754 1675"> <thead> <tr> <th>16年度実績</th> <th>国債で運用した場合</th> <th>差引き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.86%</td> <td>1.59%</td> <td>0.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>最新の金融情勢や市場状況を把握し、運用効率の向上を図るため、専門誌等の文献情報、銀行、証券会社等からの情報を日常的に収集したほか、職員の専門能力の向上を図るため、外部セミナーへの職員の派遣、エコノミストを招聘した勉強会の開催等を行った。</p>	16年度実績	国債で運用した場合	差引き	1.86%	1.59%	0.27%
16年度実績	国債で運用した場合	差引き							
1.86%	1.59%	0.27%							

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務処理の効率化を図り、申請内容の不備などを除き、中期目標期間最終年度において平均で30日以内で処理するよう努めるものとする。</p>	<p>イ 助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間について、事務の合理化等により、毎年度計画的に縮減に努め、所要期間に関する中期目標を達成する。</p>	<p>ウ 平成16事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、中期目標の達成を念頭に置きつつ、平成15年度に把握した問題点及び改善点を反映し所要期間の短縮化を図る。</p>	<p>【交付決定処理期間の短縮】 平成16年度分の助成金の交付申請処理に当たって、平成15年度に実施した事務処理方法の問題点の分析結果を基に事務処理方法の改善を行った結果、交付申請から交付決定までの所要期間が大幅に短縮し、中期目標に定める処理日数を上回ることができた。 なお、平成16年度に実施した事務処理方法の改善の内容及び交付決定処理期間の実績は、以下のとおりである。 《事務処理方法の改善内容》 a 交付申請書の記載内容の不備を少なくするため、助成事業の事務手引き（団体用）の見直しを実施した。 b 交付決定に当たっての決裁処理手続きの簡素化を図るとともに、従前は10日毎に取りまとめて実施していた交付決定を、随時行うこととし、処理の迅速化に努めた。 《交付決定処理期間》 a 一般分 23.3日（前年度：48.7日） b 特別分 37.6日（前年度：50.2日） c 地方分 29.9日（前年度：44.4日） d 全体 29.2日（前年度：45.5日）</p>
<p>（2）業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるように、その見直しを進め、手続の簡素合理化、相談対応や広報の充実を図ることにより、活動団体の応募機会の確保及び便宜に努めること。</p>	<p>（2）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 （ア）助成の募集の広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。このため、募集要領を募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開する。</p>	<p>（2）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。 （ア）ホームページを通じた助成事業に関する情報提供のあり方を見直すなど広報を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。</p>	<p>【情報提供のあり方の見直し】 国民が助成事業に関する情報に容易にアクセスし、また、その内容を理解できるように、平成16年度において、以下のとおりホームページの改善を行った。 a 助成事業に関する情報を利用しやすくするため、掲載画面をより視覚的に構成することとした。 b 応募書類等の様式をダウンロードできるようにした。 c 他団体等のホームページから容易にアクセスできるようにリンク先の追加を行った。さらに、助成事業の広報を充実するため、平成16年度において、以下の取組みを行った。 a 従来の団体に加えて、新たに、福祉分野で認証されている特定非営利活動法人（約4,700法人）保健医療分野の事業を行っている団体等に対しても募集案内を配布することとした。 b 全国紙及び各種専門誌等での広報を、平成15年度に比し拡充させた。</p> <p>【募集要領の公開】 平成17年度分助成事業の募集に当たり、募集要領を、募集締め切りである10月末の2か月以上前である8月20日にホームページにおいて公開した。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																									
<p>イ 助成事業の事後評価を徹底し、その成果を、助成事業採択や基金事業運営の改善、助成団体への指導助言に活かしていくとともに、評価の高い助成事例については、広く周知を図ることにより、民間団体の活動の推進に資するとともに、有望な助成案件の把握に努めること。</p>	<p>(イ) 助成の応募などの手続について電子申請の実現に向けて準備を進める。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者の委員会を設けて一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認めるが、毎年度の事業終了後に行う事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 上記委員会において、審査及び選定の方針を定め、それに基づき選定を行う。 ・ 採択した事業については、毎年1回4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>(イ) 助成の応募などの手続について、引き続き電子申請に関するニーズ等の調査、分析を行うとともに、その課題を検討する。</p> <p>イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」(以下、「審査・評価委員会」という。)において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。</p> <p>(ア) 平成17事業年度分の助成事業の選定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成15事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。 ・ 審査・評価委員会において、平成15事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成17事業年度分の助成事業の審査方針を策定し、多様なニーズに適切に対応できる助成となるよう努める。 ・ 採択した事業については、平成17年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。 	<p>【助成手続きの電子化の準備】</p> <p>平成15年度の検討結果を踏まえ、平成16年度においてはホームページ上での応募書類等の様式のダウンロードを実現させた。</p> <p>また、助成団体のIT環境や電子申請に関する意向等の把握を行うため、平成16年度の助成団体を対象に調査を実施し、さらなる応募、申請手続きの電子化の実現に向けた課題の抽出、整理を行った。</p> <p>【助成事業の選定】</p> <p>平成17年度分の助成事業については、平成17年3月に開催した審査・評価委員会で審議し、788事業(一般分146、特別分65、地方分577)を選定した。</p> <table border="1" data-bbox="2151 720 2834 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">要 望</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">採択率(%)</th> </tr> <tr> <th>事業数</th> <th>百万円</th> <th>事業数</th> <th>百万円</th> <th>事業数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般分</td> <td>159</td> <td>2,052</td> <td>146</td> <td>1,627</td> <td>91.8</td> <td>79.3</td> </tr> <tr> <td>特別分</td> <td>439</td> <td>1,605</td> <td>65</td> <td>236</td> <td>14.8</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>地方分</td> <td>1,127</td> <td>1,696</td> <td>577</td> <td>861</td> <td>51.2</td> <td>50.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,725</td> <td>5,353</td> <td>788</td> <td>2,724</td> <td>45.7</td> <td>50.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 地方分の「要望」については、各社会福祉協議会に申請された件数及び金額である。</p> <p>一般分146事業のうち、平成19年度まで3か年継続して事業を行うことを計画しているものは22事業である。なお、平成15年度から3か年継続実施している事業については、事業評価により継続を認めた。</p> <p>【多様なニーズへの対応】</p> <p>平成17年度分の助成事業については、平成15年度分助成事業の事後評価の中間とりまとめを踏まえて平成16年12月に策定した選定方針に基づき選定を行い、以下のとおり、多様なニーズに適切に対応した事業に助成を行うことができた。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業の占める割合が81.5%に達した。(参考:年度計画の目標70%以上) b 従来の枠に留まらない新しい事業として、27事業(参考:平成16年度12事業)を採択した。 c 重点分野に関する助成事業として、121事業(参考:平成16年度88事業)を採択した。 		要 望		採 択		採択率(%)		事業数	百万円	事業数	百万円	事業数	金額	一般分	159	2,052	146	1,627	91.8	79.3	特別分	439	1,605	65	236	14.8	14.7	地方分	1,127	1,696	577	861	51.2	50.8	計	1,725	5,353	788	2,724	45.7	50.9
	要 望		採 択		採択率(%)																																							
	事業数	百万円	事業数	百万円	事業数	金額																																						
一般分	159	2,052	146	1,627	91.8	79.3																																						
特別分	439	1,605	65	236	14.8	14.7																																						
地方分	1,127	1,696	577	861	51.2	50.8																																						
計	1,725	5,353	788	2,724	45.7	50.9																																						

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>(イ)助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに上記委員会及び事務局が行う総合評価により行う。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、毎年度平均20事業以上選び出し特に明記するとともに、年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 職員の専門性を高めるとともに、評価の専門家を確保することにより、助成団体の事業実施に対する的確な指導助言ができるように努める。 	<p>(イ)平成15事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、前年度の事業評価を踏まえ、その改善に努める。 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表にあたっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成16事業年度又は平成17事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。 事業評価に関する専門家による職員研修を行う。 	<p>【採択事業の公開】 平成16年度分として採択した事業については、平成16年4月26日に機構のホームページで公開するとともに、広報誌等にも掲載した。 平成17年度分として採択した事業については、平成17年4月下旬に機構ホームページ等において公開するため、必要な準備を行った。</p> <p>【平成15年度分助成事業の事後評価】 平成15年度分助成事業の事後評価の実施に当たっては、平成14年度分助成事業の事後評価の実施過程で把握された課題を踏まえ、自己評価書の評価項目及びヒアリング評価表の記載事項の見直しを行った。 平成15年度分助成事業の事後評価については、助成団体による自己評価、審査・評価委員会委員等によるヒアリング評価及び機構事務局による書面評価に基づく総合評価を重層的に行い、平成17年3月に、以下のとおり、総合評価結果をとりまとめ、審査・評価委員会へ報告した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 自己評価、ヒアリング評価及び書面評価を通じて、ほとんどの助成事業において当初の事業計画に沿った事業が実施され、事業目標が達成されていること 事後評価結果に基づく今後の課題 平成18年度募集要領等の策定に当たっての提言 <p>また、平成15年度分助成事業の事後評価の実施過程で把握された課題については、平成16年度分助成事業の事後評価の実施方法等に反映させることとしている。</p> <p>【評価結果の公開等】 平成15年度分助成事業の事後評価結果については、平成17年3月の審査・評価委員会で報告した後、平成17年3月29日に事後評価報告書をホームページで公開した。 また、平成15年度分助成事業の事後評価において高い評価を受け、他団体の活動の参考となると思われる特に優れた事業として30事業を選び出し、事後評価報告書に明記するとともに、ホームページで紹介した。 なお、これらの事業のうち一部については、機構が提供しているラジオ番組において紹介するとともに、平成17年3月の在宅福祉活動支援セミナーにおいて紹介し、広く周知を図った。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																				
<p>ウ 助成先の団体や、他の資金助成を行う団体などと積極的に情報交換・意見交換を行うとともに、基金による資金助成が真に必要な分野についての調査研究に努めること。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 我が国の福祉施策や地域福祉の動向、さらには本基金の果たしている役割、助成事業の社会的波及効果等について調査研究を行い、今後の基金助成の方向について検討する。</p>	<p>ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。</p> <p>(ア) 助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。</p> <p>(イ) 民間福祉団体の現状及び課題を資金調達面を中心に調査、分析し、民間福祉活動への助成における基金事業の役割を検討する調査研究を実施する。</p>	<p>【専門家による職員研修】 民間の助成事業の審査及び評価に精通した専門家（有識者）による職員研修を、平成17年3月に2日間にわたり実施した。</p> <p>【民間助成団体との意見交換等】 助成先の団体に対する事務指導やヒアリング評価を活用し、助成ニーズ等の把握に努めた。 また、民間資金助成団体との助成の効率化に資する仕組みづくり等について検討するため、(財)助成財団センター、日本財団及び中央共同募金会と3回にわたり意見交換会を開催した。</p> <p>【基金事業の役割に関する調査研究】 民間福祉活動への資金助成のあり方を検討する基礎資料とするため、民間の福祉活動団体（福祉NPO等）の資金ニーズ等の実態を把握するためのアンケート調査等を実施し、平成17年3月に助成先と助成側との資金需給関係のギャップ、資金需要を合致させる新しい概念としての「ソーシャル・マーケット」等に関する調査報告書を取りまとめた。</p>																				
<p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1555 1388 2080 1818"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成16事業年度 変更後予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>626,131人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>64,879人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>78,932,465千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成16事業年度 変更後予定額	4月1日現在の被共済職員数	626,131人	退職手当金支給者数	64,879人	退職手当金支給額	78,932,465千円	単位掛金額	42,300円	<p>4 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="2208 1388 2733 1818"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成16事業年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>626,131人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>65,392人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>78,932,465千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>42,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 退職手当金の支給者数及び支給額は、当初計画では、55,718人、62,449,641千円であったが、国の補正予算成立(平成17年2月1日)に伴い、64,879人、78,932,465千円に年度計画を変更している。</p>	区 分	平成16事業年度 (実績)	4月1日現在の被共済職員数	626,131人	退職手当金支給者数	65,392人	退職手当金支給額	78,932,465千円	単位掛金額	42,300円
区 分	平成16事業年度 変更後予定額																						
4月1日現在の被共済職員数	626,131人																						
退職手当金支給者数	64,879人																						
退職手当金支給額	78,932,465千円																						
単位掛金額	42,300円																						
区 分	平成16事業年度 (実績)																						
4月1日現在の被共済職員数	626,131人																						
退職手当金支給者数	65,392人																						
退職手当金支給額	78,932,465千円																						
単位掛金額	42,300円																						

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均所要期間を中期目標期間中に75日以内に短縮すること。</p> <p>イ 提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での負担の軽減に努めること。</p> <p>ウ 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図るとともに、掛金等の給付財源が早期に確保できるよう必要な措置を講ずることによって、請求書の受付から給付までの平均所要期間に関する中期目標を達成する。</p> <p>イ 提出書類の簡素化、提出書類の作成支援を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p> <p>ウ 年次計画を定め、順次業務委託先を通じて、共済契約者の事務担当者に対する実務者研修を実施することとし、研修会開催が困難な業務委託先には、現地における事務指導を行う機会を設けるなど全都道府県において共済契約者の事務担当者に研修の機会を提供する。</p>	<p>業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 退職手当金支給に要する期間を短縮するため、平成15年度に試行実施した、退職手当金決定手続きの簡素化（機械処理手順の短縮化）方策の結果を分析しつつ、引き続き実施する。</p> <p>イ インターネットホームページ上で、退職手当金請求書・被共済職員退職届（以下、「請求書・退職届」という。）の作成支援をするシステムを構築する。 また、提出書類の簡素化の観点から、提出書類の必要性の有無及び記載内容の必要性の有無を検討する。</p> <p>ウ すべての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合会を実施する。 また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（都道府県社会福祉協議会等主催）に赴き指導するとともに、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。 なお、直近5年間において実務研修会を開催していない業務委託契約先を訪問し、個別に事務指導を行う。</p>	<p>【平均支給期間】</p> <p>平成15年度に引き続き、退職手当金の支給手続き（書類審査を終わってから振込までの手続き）のシステムを簡素化（機械処理手順の短縮化）したことにより、支給手続きに要した日数を、平成15年度の21.1日から19.9日へと1.2日間短縮した。 しかしながら、退職手当金の平均支給期間については、次の理由により資金調達が遅延したことから101.7日となった。 請求件数の増加により当初予算では給付財源が大幅に不足したが、追加財源の措置について、国庫補助金補正予算の成立（平成17年2月）を待たなければならなかったこと 都道府県補助金に係る単位金額が大幅に引き上げられたため、同補助金の納付が年度後半にずれたこと</p> <p>【請求書等作成支援システムの構築】</p> <p>共済契約者の退職届作成に係る負担軽減を図るため、ホームページ上で利用できる退職届入力補助システムを構築し、平成17年1月に複数の共済契約者に当システムの試験運用を依頼し、改善すべき事項の洗い出しを行った。 この結果を踏まえ、退職届入力補助システムの改善を行い、平成17年度からホームページ上で運用を開始することとした。</p> <p>【提出書類の簡素化等】</p> <p>提出書類の簡素化については、社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に伴い、提出書類の内容も大幅に変更されることもあり得るため、平成17年度に一体的に検討し、同改正法の施行が予定されている平成18年度から実施できるよう準備を進めることとした。</p> <p>【業務指導等の強化】</p> <p>退職手当共済事業の利用者等へのより一層の適切な対応を図るため、平成17年2月に全ての業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）を集め事務打合会を開催し、事務処理方法等の徹底を図った。 業務委託契約者（都道府県社会福祉協議会等）が主催する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会（平成16年度31都府県延べ36回開催）に機構の職員が赴き、事務手続き等の指導等を行った。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																												
			直近5年間において実務研修会を開催していない業務委託契約者についても、平成16年度に研修会の実施を働きかけ開催が実現したことから、個別指導の対象となる都道府県はなくなった。																												
<p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p>なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>また、中期目標に掲げるとおり事業が見直されることに向けて、国とともに必要な検討を行う。</p> <p>平成15年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、加入者等に対しては、インターネットホームページで公表、障害者関係団体(親の会等)に対しては、情報提供を行う。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1501 1570 2095 1892"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成16事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,455人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>1,848人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>99,777人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>39,563人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>6,809,900千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>9,418,440千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成16事業年度	新規加入者数	1,455人	新規年金受給者数	1,848人	保険対象加入者数	99,777人	年金給付保険金支払対象障害者数	39,563人	死亡・障害保険金額	6,809,900千円	年金給付保険金額	9,418,440千円	<p>5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p> <p>【事業見直しの検討】 事業の見直しに向けて、障害者死亡率等の基礎率について分析し、国とともに検討を行った。</p> <p>【財務状況の検討と公表等】 平成16年7月22日に財務状況検討会を開催し、平成15年度決算に基づく心身障害者扶養保険財務状況将来予測を取りまとめ、同月28日に厚生労働省に報告するとともに、以下のとおり関係者への説明及び情報の公表等を行った。</p> <p>a 障害者関係団体(親の会等)に平成16年10月20日及び25日に説明した。</p> <p>b 道府県・指定都市に対し、平成16年10月22日及び11月10日に開催した事務担当者会議において報告した。</p> <p>c 平成17年1月27日に機構のホームページで公表した。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他の実績については、次のとおりである。 (実績)</p> <table border="1" data-bbox="2169 1570 2763 1892"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成16事業年度(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,874人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,302人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>100,450人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>40,156人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,339,700千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>9,584,760千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成16事業年度(実績)	新規加入者数	1,874人	新規年金受給者数	2,302人	保険対象加入者数	100,450人	年金給付保険金支払対象障害者数	40,156人	死亡・障害保険金額	8,339,700千円	年金給付保険金額	9,584,760千円
区 分	平成16事業年度																														
新規加入者数	1,455人																														
新規年金受給者数	1,848人																														
保険対象加入者数	99,777人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	39,563人																														
死亡・障害保険金額	6,809,900千円																														
年金給付保険金額	9,418,440千円																														
区 分	平成16事業年度(実績)																														
新規加入者数	1,874人																														
新規年金受給者数	2,302人																														
保険対象加入者数	100,450人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	40,156人																														
死亡・障害保険金額	8,339,700千円																														
年金給付保険金額	9,584,760千円																														

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p>	<p>【扶養保険資金の運用】</p> <p>扶養保険資金の運用については、金銭信託契約の内容に基づき、以下のとおり安全性を重視した運用を行うことができた。</p> <p>《運用の資産構成割合実績：平成16年度末》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券などの安全資産 73.1%【50%以上】 ・株式、外貨建資産 26.9%【30%以下】 ・不動産 0%【20%以下】 <p>(注)【 】内は、金銭信託契約上の資産構成割合である。</p> <p>また、共同受託者に対して、定期的に運用成績等の報告を求め、市場動向を考慮しつつ、安全性を重視した運用を行うよう指導を行った。</p>
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議(年間2か所)を開催する。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 保険料免除者の現況調査を行うことにより、死亡等の異動状況を的確に把握し、保険給付の請求漏れを防ぐなど、適正な事務処理を行う。</p> <p>イ 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	<p>【適正な事務処理の実施】</p> <p>平成16年6月に保険料免除者の現況調査を実施した結果、加入者の家族等の制度や手続きに関する理解不足等により、保険金の請求漏れや請求手続きの大幅な遅延が多く見られた。</p> <p>現況調査の結果について、平成17年3月に保険部長名により、道府県・指定都市へ報告するとともに、制度の周知徹底、定期的な現況の把握及び適正な事務処理について依頼した。</p> <p>【事務担当者会議の開催】</p> <p>平成16年度においては事務担当者会議を以下のとおり2回開催し、適正に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との密なる連携に努めた。</p> <p>a 開催日 : 平成16年10月22日 開催場所 : 青森市 出席者数 : 37名</p> <p>b 開催日 : 平成16年11月10日 開催場所 : 高知市 出席者数 : 32名</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 12 年度の介護保険制度の施行に際しては、指定事業者データの蓄積及び利用者への情報提供 ・ 平成 13 年度の福祉サービスの第三者評価事業の導入に当たっては、第三者評価機関及び受審事業者の評価結果の情報提供 ・ 平成 15 年度の障害者支援費制度の導入に当たっては、指定事業者データベースの構築及び利用者への情報提供 ・ その他、社会福祉法人等の情報提供システムやデータベースの構築 <p>等、国の施策を支援するための事業を展開してきたところであるが、今後、事業の運営に当たっては、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業） WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>福祉及び保健医療情報の利用者ニーズに対応するため、効率的な情報提供基盤の整備及び活用に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア WAM NET事業の運営に当たっては、事業の効率的な運用及び管理のために必要な機器等基盤の整備に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア WAM NET利用者のニーズに応えるために、平成 11 年度に取得した介護保険事業者情報システムのデータベース管理に必要な機器の更新を行う。</p>	<p>【機器の更新】</p> <p>介護保険事業者情報システムのデータベース管理のために平成 11 年度に取得した機器の更新により、システムの性能アップを図るとともに、併せて、一部機能について従来専用サーバで運用していたものを、厚生労働省ホームページと整合を図ったパッケージソフトによる運用に変更した。この機器の更新等により、今後、以下の効果が見込まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 中期目標の年間 700 万件以上のアクセスに十分対応できる。 b 専用サーバの設置が不要になり、設置経費の削減ができる。 c パッケージソフトの導入による運用環境の簡素化に伴い、新機能追加時のシステムテストの経費を抑えることができる。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>イ 支援費事業者情報システム等については、行政機関や関係団体がWAM NETに直接入力することにより、情報の蓄積、活用が同時に行えるという特性を活かし、情報収集の効率化や利便性の向上を図っているところであるが、今後は、他の事業についてもこのような特性を適用していく。</p> <p>ウ 福祉及び保健医療分野において多様で多数の利用者が存在するというメリットやセキュリティーの高いイントラネットの環境を活かし、他の機関の事務事業について、その執行の便宜性、効率性の観点からWAM NETの基盤を利用することが有効と判断されるものについて、本事業の目的を損なわない範囲で委託を受け入れること等により収入の確保を目指す。</p>	<p>イ 平成16年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業のうち、実際にWAM NET基盤の利活用による受託が可能である事業を選定し、委託を受けてWAM NET上にシステムの構築を行う。 併せて、平成17年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAM NETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAM NETの利活用の可能性について検討を行う。</p> <p>ウ 平成15年度に策定した方針を踏まえ、その実施に必要な課題の検討を行い、収入を確保するために試行実施する。</p>	<p>【WAM NETの利活用】 WAM NET基盤の利活用について検討した結果、平成17年度から厚生労働省からの委託を受けて「看護師等養成所報告管理システム」をWAM NET上で管理運用することとなり、その準備を完了させた。 また、平成17年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業におけるWAM NET基盤の更なる利活用の可能性について検討を行い、可能性のある事業の絞込みを行った。なお、平成17年度には、当該事業におけるWAM NET基盤の利活用の実現に向けて、関係者との調整を進めることとしている。</p> <p>【収入確保のための試行実施】 平成16年度上期にWAM NETにおけるバナー広告等の無料掲載を試行的に開始し、広告効果、アクセス数、利用者の反応、評価等を分析した結果、事業化が可能との結論を得て、平成16年度中の有料化に向けて、広告掲載基準、掲載料金等の体系を整備した。 これらの精力的な取組みにより、平成17年3月から有料広告の掲載を開始し、平成16年度において84千円の広告収入を計上できた。 また、平成17年度における有料広告についても広告主を確保した。 なお、広告掲載のほか、WAM NETにおいて独自情報を提供する場合、WAM NET情報基盤を他者の利用に供する場合等においても利用料等を徴収できるように規程等の整備を行った。</p>
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 福祉及び保健医療情報の総合的な情報窓口として、網羅的かつ速やかな情報提供と内容の充実に努めること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 従来の福祉介護分野にとどまらず保健医療分野に至る国の施策に対する支援を基本としつつ、他の機関のホームページ等とリンクを拡張することにより、福祉及び保健医療を網羅する情報の充実に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の医療制度改革に伴う医療機関の情報開示の一環として、行政機関情報の有効利用等による医療機関情報の提供 ・ 利用者の健康管理のための保健医療情報とリンクすることにより、時宜を得た迅速な情報提供 <p>などにより、利用者の利便性の向上を図っていく。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。 また、国民の医療機関選択を支援するための医療機関情報提供システムの円滑な運用を行い、利用促進を図っていく。</p>	<p>【行政情報の網羅性及び迅速性の確保】 平成16年度においては、福祉保健医療分野の最新の行政情報を合計1,237件掲載し、このうち817件については厚生労働省ホームページへの直接リンクを設定することにより、利用者の利便の向上を図り、効率的な情報提供を行った。 なお、平成16年度においては、情報提供の網羅性及び迅速性を図る観点から、以下の取組みを行った。</p> <p>a 網羅性の観点から、WAM NET利用者の専門性等を考慮し、厚生労働省ホームページに掲載がない情報420件について、WAM NET独自の情報として掲載することができた。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																		
			<p>b 迅速性の観点から、厚生労働省ホームページとWAM NETの両方に掲載された情報 629 件のうち、326 件についてWAM NETの方が早期に情報を掲載することができた。</p> <p>【保健医療情報の他機関とのリンク】 平成 17 年 3 月から医療機関情報提供システムを拡張し、医療機関自らがWAM NET上にリンクを登録できる仕組みを構築した。</p> <p>【医療機関情報提供システムの機能拡充】 国民の医療機関選択を支援するため、医療機関情報提供システムについて、提供情報の質の向上及び利用者の利便の向上を図るため、以下のとおりシステムの機能向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 手術別年間手術数の表示の追加 b 介護保険型療養病床数等の表示の追加 c 病名による医療機関検索機能の追加 d 医療機関自身による追加情報の登録機能の追加 e 平成 16 年診療報酬改定に伴う修正 また、医療機関情報システムに掲載している情報を以下のとおり更新し、システムの円滑な運用を行った。 <table border="1" data-bbox="2148 1066 2783 1539"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>更新の時期</th> <th>更新の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院基本情報</td> <td>毎月</td> <td>全件 9,100 件を更新</td> </tr> <tr> <td>診療所基本情報</td> <td>平成 16 年 9 月</td> <td>全件 163,869 件を更新</td> </tr> <tr> <td>施設基準情報</td> <td>平成 17 年 1 月</td> <td>全件を更新</td> </tr> <tr> <td>高度先進医療情報</td> <td>データ提供に合わせて 随時</td> <td>全件を更新</td> </tr> <tr> <td>日本医療機能評価機構情報</td> <td>データ提供に合わせて 随時</td> <td>全件を更新</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療機関情報提供システムの利用促進】 医療機関情報提供システムの利用を促進するため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 病院・診療所情報システムの機能拡充についてのトップページ、機関誌等による周知 b 病院・診療所情報システムの利用促進のためのリーフレットの配布 c 医師会等関係団体への周知と利用促進の働きかけ 	情報の種類	更新の時期	更新の内容	病院基本情報	毎月	全件 9,100 件を更新	診療所基本情報	平成 16 年 9 月	全件 163,869 件を更新	施設基準情報	平成 17 年 1 月	全件を更新	高度先進医療情報	データ提供に合わせて 随時	全件を更新	日本医療機能評価機構情報	データ提供に合わせて 随時	全件を更新
情報の種類	更新の時期	更新の内容																			
病院基本情報	毎月	全件 9,100 件を更新																			
診療所基本情報	平成 16 年 9 月	全件 163,869 件を更新																			
施設基準情報	平成 17 年 1 月	全件を更新																			
高度先進医療情報	データ提供に合わせて 随時	全件を更新																			
日本医療機能評価機構情報	データ提供に合わせて 随時	全件を更新																			

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>イ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用促進策を積極的に講じ、中期目標期間中に年間アクセス件数 700 万件以上、利用機関登録数 5 万件以上を達成すること。</p>	<p>イ WAM NET利用機関の中からモニターを抽出し、操作性、コンテンツなどについてのアンケート調査を定期的実施、意見聴取することにより、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図り、情報利用者の満足度を高め、利用者の拡大に繋げる。</p>	<p>イ WAM NETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAM NETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成 15 年度に実施したWAM NET満足度調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。</p> <p>これらによって年度末の利用機関数 44,000 件、平成 16 年度のアクセス件数 490 万件の確保を目指す。</p>	<p>なお、病院・診療所情報システムの平成 16 年度における利用状況は、以下のとおりである。</p> <p>アクセス数 : 537,864 件 ヒット数 : 4,884,005 件</p> <p>(参考)平成 15 年度 アクセス数 : 353,583 件 ヒット数 : 759,160 件</p> <p>【操作性の向上とコンテンツの整備充実】</p> <p>平成 15 年度に実施したWAM NET満足度調査の結果を踏まえ、要望の多かった以下の事項について、平成 16 年度に改善を行った。</p> <p>a 検索機能の強化を図るため、サイト内検索機能を追加した。</p> <p>b 「人材採用・研修」、「レクリエーション」等に関する情報を新たに追加した。</p> <p>また、平成 16 年 12 月に NTT の L モード(インターネット対応の家庭用電話機向けサービス)の公式サイトに登録し、これにより、WAM NETへのアクセス方法を従来の 2 通り(パソコン・モード)から 3 通りに拡大することができた。</p> <p>さらに、利用者の意見聴取と満足度の把握のため、平成 16 年 7~9 月にアンケート調査、平成 17 年 1 月にモニター調査を実施した。</p> <p>アンケート調査においては、643 人から回答があり、集計結果の概要をインターネットに公開した。</p> <p>モニター調査においては、アンケート調査における意見を参考に、「操作性」と「利用目的と活用方法」に関して調査を実施したところ、82 名から回答があり、調査結果の概要をインターネットに公開した。</p> <p>なお、これらの調査で要望の多かったWAM NET全体を検索する機能については、平成 16 年度中に改善を実施したほか、平成 17 年度にも整備改善等を行うこととしている。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>ウ 情報更新や内容確認の頻度を高めることにより、提供情報が正確で最新の内容となるよう努めること。</p>	<p>ウ 利用者の利便性の向上を図るとともに、WAM NETの利用の促進を図るため、次の措置を講じることにより、年間アクセス件数及び利用機関登録数に関する中期目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療貸付事業における利用者に対し利活用を勧めることにより、保健医療分野における利用機関登録の促進を図る。 ・ 利用頻度の低い地方を中心に利用機関等を対象とした活用講習会を年2回以上開催する。 ・ WAM NETのコンテンツの充実について審議を行う学識経験者で構成する委員会を年1回開催し、幅広い分野での利用を可能とする。 <p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回、その他全データについては年1回、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p>ウ WAM NETの利用の促進を図るため、接続回数が少ない都道府県を対象にWAM NETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAM NETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAM NET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAM NET事業の展開に役立てる。</p> <p>エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回月末に、その他全データは年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。</p>	<p>【利用機関登録の促進と登録状況】</p> <p>WAM NETの利用機関登録を促進するため、WAM NETのパンフレットを作成し、福祉医療貸付の新規契約者、福祉医療経営セミナー等の参加者、退職手当共済の契約者等に配布するとともに、貸付契約者に対する働きかけを充実した結果、以下のとおり、年間アクセス数において中期目標を達成し、利用機関登録数についても平成17年度における中期目標達成が射程に入った。</p> <p>a 利用機関登録数：平成16年度末46,030件 (平成16年度の増加件数3,216件)</p> <p>b アクセス数：平成16年度7,729,776件 (平成16年度の増加件数1,557,165件)</p> <p>【WAM NETの利用促進】</p> <p>WAM NETの利用促進を図るため、平成16年度において、以下の取組みを行った。</p> <p>a 平成16年7月にWAM NET都道府県センター担当者会議を開催し、WAM NETの活用事例の紹介を行った。</p> <p>b WAM NETの利用が低調な2県及び特に開催要望のあった4県において講習会を開催した。</p> <p>WAM NETのコンテンツ及びネットワークの充実を図るため、平成17年1月26日にWAM NET事業推進専門委員会を開催し、平成17年度の事業実施における検討課題の抽出を行った。また、委員会委員との間で、コンテンツの個別的検討も行い、メールマガジンの充実等を行うことができた。</p> <p>【情報の更新及び検証】</p> <p>WAM NET情報については、平成16年度において、最新の情報の掲載、既掲載情報の更新及び検証を以下のとおり迅速かつ的確に行った。</p> <p>a 行政資料、イベント・新聞情報等、専ら機構が取材あるいは加工することにより情報源となる情報については、確実かつ速やかにその更新を行った。</p> <p>b 各種施設、第三者評価情報、社会福祉法人経営情報等、定期的な行政の実績・情報公開関連情報については、行政機関と調整しつつ、公表できる最新の情報を公開した。</p> <p>c 市町村合併等の自治体再編の都度、提供情報における所在地の修正について確実に更新を行った。</p> <p>d 利用頻度の高い介護保険事業者情報及び支援費事業者情報については、提供内容の整合性等について毎月検証を行った。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																																		
<p>7 年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。</p>	<p>7 年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。</p>	<p>7 年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。 なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="1555 674 2095 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 16 事業年度</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">255,900,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">255,900,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">52,200,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">203,700,000 (30,000,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 16 事業年度			千円	貸付契約額		255,900,000	資金交付額		255,900,000	原 資	財政融資資金借入金	52,200,000	貸付回収金等 (うち財投機関債)	203,700,000 (30,000,000)	<p>7 年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。 また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めた。 なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。 (実績)</p> <table border="1" data-bbox="2208 674 2748 1142"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 16 事業年度 (実績)</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td style="text-align: right;">239,778,720</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td style="text-align: right;">239,778,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原 資</td> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">32,200,000</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債)</td> <td style="text-align: right;">207,578,720 (30,000,000)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 16 事業年度 (実績)			千円	貸付契約額		239,778,720	資金交付額		239,778,720	原 資	財政融資資金借入金	32,200,000	貸付回収金等 (うち財投機関債)	207,578,720 (30,000,000)
区 分		平成 16 事業年度																																			
		千円																																			
貸付契約額		255,900,000																																			
資金交付額		255,900,000																																			
原 資	財政融資資金借入金	52,200,000																																			
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	203,700,000 (30,000,000)																																			
区 分		平成 16 事業年度 (実績)																																			
		千円																																			
貸付契約額		239,778,720																																			
資金交付額		239,778,720																																			
原 資	財政融資資金借入金	32,200,000																																			
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	207,578,720 (30,000,000)																																			
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項 年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、年度当初においてそれを貸付金利に適切に反映させるため、利率の設定方式を見直す。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】 平成 15 年度に損失金が発生したことから業務運営コストを分析し、安定的で効率的な業務運営を図るため、貸付利率の設定方式を平成 16 年 4 月から次のとおり改正した。 a 平成 15 年度の欠損金の解消及び急激な金利変動が生じた場合の資金調達リスクへの対応を図るため、新たに金利設定の積算に「財務を安定化するためのコスト」を加えることとし、平成 16 年度においては当該財務安定化措置分として 0.1%を見込み、従来の金利に上乗せした。この結果、貸付金利を 1.4%から 1.5%に引き上げた。 b 資金の調達期間と運用期間のミスマッチによる金利リスクを回避するため、既往の財政融資資金借入コスト等を踏まえて、1.4%の下限金利を新たに設定した。</p>																																		

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			<p>上記の金利設定方式による金利水準の妥当性について、四半期ごとに収支状況の検証を行った結果、当初の見込みどおりの実績が得られ、平成16年度において前年度の欠損金の解消が図られるとともに、年度末において黒字を確保できた。</p>
<p>(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 悪質な貸金業者が年金証書等を預かり高金利で融資を行う問題についての国の注意喚起とあいまって、リーフレット等により、年金担保貸付制度の周知を図る。</p> <p>また、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p>(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためパンフレットやリーフレットを作成し、関係各機関に配布する。</p> <p>また、申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、受託金融機関の窓口担当者のための要点をまとめたマニュアルを作成するとともに、受託金融機関事務打合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。</p>	<p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】</p> <p>年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起と生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下の取組みを行った。</p> <p>a 年金担保貸付制度を周知するためのリーフレットに、利用者の利便の向上のため、申込締切日及び貸付実行日を新たに掲載し、受託金融機関等関係各機関に上期、下期それぞれ46万部配布した。</p> <p>b 平成16年12月の改正貸金業法の成立に伴い、改正内容を利用者に周知するための「お知らせ」を作成し、受託金融機関等関係各機関に労災年金担保貸付事業とあわせ23万部配布した。</p> <p>c 借入申込みに際しては写真付きの本人確認資料が必要であることを周知させるためのポスターを作成し、社会保険事務所、受託金融機関等関係各機関に労災年金担保貸付事業とあわせ42万部配布した。</p> <p>d 社会問題化している違法な年金担保融資による被害事例と被害にあった場合の相談窓口を紹介した「違法年金担保融資被害事例集」を新たに作成し、市町村、社会保険事務所、受託金融機関等関係各機関に労災年金担保貸付事業とあわせ7,000部配布した。</p> <p>【無理のない返済ができる償還制度への変更】</p> <p>年金担保貸付事業の現行の償還方式は年金額の全額又は半額償還方式に限られているが、年金受給者がより無理のない返済を行えるように、利用者の生活実態に即して償還額を自由に設定できる方式の導入について検討を行った。</p> <p>上記検討の結果、平成17年10月から、現行の償還方法を廃止し、利用者の生活実態に即して利用者が1万円単位で償還額を自由に設定できる定額償還方式(満額償還方法を含む)を導入することとした。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成 15 年度（概ね 4 週間）に対し、1 週間（事務処理日数 5 日）短縮することを目指すこと。</p>	<p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 借入申込から貸付実行までの期間を短縮するため、引き続き事務処理方法の改善等の検討を行い、受託金融機関や電算業務委託会社等の関係機関と連携を図りながら、期間短縮に向けた電算処理システムのプログラムを開発する。</p>	<p>【受託金融機関への指導強化】 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、以下の取組みを行い、受託金融機関の指導の強化を図った。 a 金融機関の窓口担当者が効率的に事務処理の要点をマスターできるように、事務取扱マニュアルの中から重要事項を抽出してまとめた「事務のポイント」を新たに作成し、労災年金担保貸付事業とあわせ約 10 万部配布した。 b 受託金融機関事務打合会議への参加を促すため、従来の東京及び大阪での開催に加えて、仙台及び福岡でも開催するとともに、開催回数を平成 15 年度の 4 回から 5 回に増やした。この結果、受託金融機関の参加率は昨年度の 58% から 70% に向上した。</p> <p>【事務処理期間短縮に向けての取組み】 借入申込みから貸付実行までの期間短縮に向けて、平成 15 年度の検討結果を基に、アンケート調査による各受託金融機関の個別事情の把握、電算業務委託会社等とのシステム上の課題の整理等を行い、以下のとおり事務処理方法を改善することにより、平成 17 年 10 月から事務処理日数を 5 日短縮することが可能であるとの最終結論を得た。 a 受託金融機関における事務処理を変更し電算業務委託会社への借入申込報告書の送付期間を短縮 b エラー照会に対する回答入力を機構事務所で行い、即時に審査を完了させる方式にすることにより、審査期間を短縮 c 受託金融機関への貸付決定通知を郵送から FAX 送信に変更する、フロッピーディスク等で振込データ（全銀フォーマット）の受け渡しを行うことにより、貸付実行までの期間を短縮 上記の結論を受けて、期間短縮に向けた準備作業を進め、平成 16 年度においては、期間短縮のための電算処理システムの基本プログラムの開発が完了した。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績																								
<p>8 労災年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>8 労災年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p>	<p>8 労災年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1555 600 2077 934"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 16 事業年度 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>6,400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>6,400,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等</td> <td>6,400,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 16 事業年度 千円	貸付契約額		6,400,000	資金交付額		6,400,000	原資	貸付回収金等	6,400,000	<p>8 労災年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1" data-bbox="2205 600 2727 970"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 16 事業年度 (実績) 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>6,041,710</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>6,041,710</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等</td> <td>6,041,710</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 16 事業年度 (実績) 千円	貸付契約額		6,041,710	資金交付額		6,041,710	原資	貸付回収金等	6,041,710
区 分		平成 16 事業年度 千円																									
貸付契約額		6,400,000																									
資金交付額		6,400,000																									
原資	貸付回収金等	6,400,000																									
区 分		平成 16 事業年度 (実績) 千円																									
貸付契約額		6,041,710																									
資金交付額		6,041,710																									
原資	貸付回収金等	6,041,710																									
<p>(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>労災年金担保貸付事業における業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、年度当初においてそれを貸付金利に適切に反映させるため、利率の設定方式を見直す。</p> <p>また、労災年金担保貸付事業にかかる債権の保全及び利用者の利便性の向上を図るため、信用保証制度を導入する。</p>	<p>【利率設定方式の見直し】</p> <p>平成 16 年 4 月の事業開始に当たり安定的で効率的な業務運営を行うため、貸付利率の設定方式を以下のとおり見直した。</p> <p>a 労災年金担保貸付事業の貸付金利の基準金利は、従来どおり、財政融資資金(5年・据置なし)の金利とすることとした。</p> <p>b しかしながら、機構への業務移管を機に必要最小限の範囲で業務経費について受益者負担を導入することとし、平成 16 年度においては業務委託費及び貸倒引当金をオンコスト対象経費とすることに伴い、当該コストを賄い得る金利として、0.6%を下限金利として設定した。</p> <p>c 平成 16 年度においては、財政融資資金(5年・据置なし)の金利水準が下限金利である 0.6%を下回ったことから、貸付金利は年間を通して 0.6%の下限金利となった。</p> <p>上記の利率設定方式による金利水準の妥当性について、四半期ごとに収支状況の検証を行った結果、当初の見込みどおりの実績が得られ、年度末において黒字を確保できた。</p>																								

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
			<p>【信用保証制度の導入】</p> <p>労災年金担保貸付事業の借入申込者は、従来、個人しか連帯保証人にする事ができなかったが、機構への業務移管を機に、保証機関を連帯保証人にできる信用保証制度を導入し、債権の保全と利用者の利便の向上に大きく貢献できた。なお、平成16年度における信用保証制度の利用率は91.9%に達した。</p>
<p>(2)業務の質の向上に関する事項</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関事務打ち合せ会議を年4回以上開催し受託金融機関に対する指導を強化する。</p>	<p>(2)業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>ア 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、労災年金担保貸付事務取扱等を見直すとともに受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。</p> <p>また、申込窓口となる受託金融機関を拡大する。</p>	<p>【機構への業務移管に伴うサービスの改善等】</p> <p>平成16年4月の機構への業務移管を機に、以下の措置を講じることにより、利用者の利便の向上が図られ、平成15年度実績に対し、借入申込件数が25%増、貸付契約額が20%増と大幅に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 借入申込窓口となる受託金融機関を74機関(約1万店舗)から440機関(約2万1千店舗)に拡大 b 受託金融機関への資金交付回数を月1回から原則月3回に増加したことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間を短縮 c 信用保証制度の導入 <p>【制度周知及び悪質貸金業者に対する注意喚起等】</p> <p>労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起と生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 労災年金担保貸付制度を周知するためのリーフレットを作成し、受託金融機関等関係各機関に上期、下期それぞれ11万部配布した。なお、リーフレットには、利用者の利便の向上のために、新たに申込締切日及び貸付実行日を掲載することとした。 b 平成16年12月の改正貸金業法の成立に伴い、改正内容を利用者に周知するための「お知らせ」を作成し、受託金融機関等関係各機関に年金担保貸付事業とあわせ23万部配布した。 c 借入申込みには写真付きの本人確認資料が必要であることを周知させるためのポスターを作成し、社会保険事務所、受託金融機関等関係各機関に年金担保貸付事業とあわせ42万部配布した。 d 社会問題化している違法な年金担保融資による被害事例と被害にあった場合の相談窓口を紹介した「違法年金担保融資被害事例集」を新たに作成し、市町村、社会保険事務所、受託金融機関等関係各機関に年金担保貸付事業とあわせ、7,000部配布した。

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>イ 事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成 15 年度（概ね 4 週間）に対し、1 週間（事務処理日数 5 日）短縮することを目指すこと。</p>	<p>イ 事務処理方法の見直し及び電算処理システムの改善等を行うことにより、借入申込みから貸付実行までの事務処理期間の短縮に関する中期目標を達成する。</p>	<p>イ 資金交付回数を原則月 1 回から月 3 回とするほか、借入申込から貸付実行までの期間短縮について、年金担保貸付と合わせて事務処理方法の改善、電算処理システムのプログラム開発を進める。</p>	<p>【無理のない返済ができる償還制度への変更】 年金担保貸付事業と同様に、現行の償還方式は年金額の全額又は半額償還方式に限られているが、年金受給者がより無理のない返済を行えるように、利用者の生活実態に即して償還額を自由に設定できる方式の導入について検討を行った。 上記検討の結果、平成 17 年 10 月から、現行の償還方式を廃止し、利用者の生活実態に即して利用者が 1 万円単位で償還額を自由に設定できる定額償還方式（満額償還を含む）を導入することとした。</p> <p>【受託金融機関への指導強化】 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、以下の取組みを行い、受託金融機関の指導の強化を図った。 a 労災年金担保貸付事業の開始に合わせ、労災年金担保貸付を含めた年金担保融資事務取扱（マニュアル）を作成し、受託金融機関等に 2 万 7 千部配布した。 b 金融機関の窓口担当者が効率的に事務処理の要点をマスターできるように、事務取扱マニュアルの中から重要事項を抽出してまとめた「事務のポイント」を新たに作成し、年金担保貸付事業と合わせて約 10 万部配布した。 c 新たに年金担保貸付事業と合わせて受託金融機関事務打合会議を開催した。</p> <p>【事務処理期間短縮に向けての取組み】 機構への業務移管を機に、受託金融機関への資金交付回数を月 1 回から原則月 3 回に増加したことにより、従来最大で 2 ヶ月を要していた借入申込みから貸付実行までの事務処理期間を、概ね 4 週間にまで短縮できた。 また、借入申込みから資金交付までの事務処理期間の更なる短縮に向けて、年金担保貸付事業と同様の改善を行うこととし、平成 16 年度においては、期間短縮のための基本プログラムの開発が完了した。</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 貸付原資についての自己資金調達の拡大 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等自己資金調達の拡大に努めること。</p> <p>3 貸付事業におけるリスク管理の徹底 (1) リスク管理債権の適切な処理 福祉医療貸付事業については、審査業務におけるリスク把握手法の改善を図るとともに、債権管理業務における貸付先のフォローアップやリスク債権の管理の徹底、債権の保全方法の改善等を行うことにより、貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率が中期目標期間中2.0%を上回らないように努めること。 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、信用保証制度等を活用することにより、貸倒れリスクの抑制に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産負債管理(ALM)の実施 福祉医療貸付の原資についての自己資金調達の拡大による金利リスクの拡大が予測されるなか、健全な財務構造を維持するため、ALM(資産負債管理)システムを活用して、調達や運用のポートフォリオを設定すること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【予算、収支計画及び資金計画】 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成16事業年度決算報告書のとおりである。 平成16事業年度における勘定別の収支状況については、6勘定のうち2勘定において欠損が生じたが、その発生原因は以下のとおりである。</p> <p>a 共済勘定においては、平成16年度補正予算に伴う退職手当給付金の追加支給に係る都道府県補助金の未入金相当分を機構が短期借入金により手当したため借入相当額が当期損失となったが、翌年度の都道府県補助金に上乗せして受入れ補てんされ解消する予定である。</p> <p>b 保険勘定においては、心身障害者扶養保険責任準備金の積立てのために心身障害者責任準備金繰入が発生したことに伴い、当期損失が発生した。 なお、責任準備金に対応する資産の積立不足に基づく欠損金については、中期目標において定められている心身障害者扶養保険事業の見直しにより対応することとされている。</p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】 福祉医療経営指導事業において、PR活動の充実を図った結果、経営指導事業収入について、以下のとおり予算額以上の収入を得ることができた。 実績額 29,580千円(予算額 26,629千円) 収入増加額 2,951千円(増加率 11.1%) 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)において、平成15年度に策定した基本方針を踏まえ、平成16年度においてパンフレットの掲載を実施し、新たに広告収入として84千円を得ることができた。</p> <p>【貸付原資についての自己資金調達の拡大】 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業における貸付原資については、自己資金調達の拡大を図るため、財投機関債の増額発行を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般勘定 300億円 (平成15年度 200億円) ・年金担保貸付勘定 300億円 (平成15年度 200億円)

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 128,700 百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>【短期借入金の実績】</p> <p>共済勘定において退職者の増加により、給付費の資金不足が生じたため、平成16年度中に短期借入金10,035百万円を借入れ対応した。うち、4,721百万円については平成16年度中に都道府県補助金を受け入れたため返済を行ったが、5,314百万円については平成17年度に繰り越した。</p> <p>なお、平成15年度から繰越した4,944百万円については、平成16年6月に返済した。</p>
	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 <ul style="list-style-type: none"> 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第6 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全勘定に共通する事項 <ul style="list-style-type: none"> 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・労災年金担保貸付勘定に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>なし</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、業務の量・質に対応した適正な人員配置を行うこと。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 職員の努力を適正に評価し、組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を構築すること。</p> <p>有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 人事評価制度の運用を実施し、定着化を推進すること。</p> <p>人材育成等の観点から職階毎の実践的な研修を充実すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>組織としての経営目標の達成を図っていく一方で、職員が長期的視点で養成され、業務において動機付けられることを通じて雇用者満足度を高めること等を基本方針とし、試行的運用をしていた人事評価制度を、平成16年度から本格運用することができた。またその定着を図るために、各種研修等を行った。</p> <p>〔第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置〕 【人事評価制度の運用の開始】 【制度の定着化の推進】 参照</p> <p>独立行政法人として組織目標を達成するためには、職員個々の意識改革や業務能力の向上を図ることが重要であることから、従前の研修体系を抜本的に見直し、次のような新たな研修の体系を整備した。</p> <p>能力開発研修 課長、課長代理、係長、係員の各職階毎に必要な業務能力を付与し、スキルアップを図ることを目的とする。</p> <p>集合研修 課長、課長代理、係長、係員のそれぞれの職階毎にテーマを設定して、実践的な研修を実施。</p> <p>公開セミナーへの参加 職員の自主的なスキルアップの努力を支援するため、自らテーマを選択して公開セミナーに参加することを公募して助成し、能力開発や技能習得の向上を図る。</p> <p>通信教育 職員が自発的に業務能力の向上を図るために選択する通信講座を支援。</p> <p>専門研修 業務の遂行に直接的に必要な専門知識や技能の習得を図る。(54コース)</p>

中期目標	中期計画	16年度計画	16年度の業務の実績
	<p>業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数及び労災年金担保貸付事業の業務移管に伴う常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 264人 労災年金担保貸付事業の業務移管に伴い増員した常勤職員数 1人 期末の常勤職員数 265人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 9,809百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>業務処理方法の改善を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行うこと。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成16年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 なし</p>	<p>平成16年度の研修参加の実績は次のとおりであり、新たな研修体系の実施に当たって順調なスタートとなった。</p> <p>なお、研修終了後にプログラム内容について検証したところ、「集合研修」については、参加者の約67%が研修内容に満足しており(5段階評価で「大変良かった」「良かった」の合計)、「公開セミナー」については、ほとんどの参加者から「有意義であった」という結果が得られた。</p> <p>集合研修 (7回 参加人数 184人) 公開セミナー(7コース 参加人数 19人) 通信教育 (12コース 参加人数 50人) 専門研修 (内部研修 30回、外部研修 50回 参加人数 67人)</p> <p>業務プロセス等の見直し及び業務の電子化等により業務の効率化を図り、組織のスリム化を行うとともに、業務の質・量に応じた適切な人事配置を行った。</p> <p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとった措置 【組織のスリム化等】 【業務プロセスの改善】 【電子政府化への対応】 参照</p> <p>業務の実態を踏まえつつ、可能な限り職員数の抑制を図った結果、期末の常勤職員数は252人となった。</p>